

第8回白井市市民参加推進会議 逐語録

開催日時 平成29年6月30日（金）午後2時30分から午後5時まで
開催場所 市役所新庁舎 3階会議室301
出席者 池川悟会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、谷本滋宣委員
三浦永司委員、田中卓也委員
欠席者 市川温子副会長、徳本悟委員
事務局 市民活動支援課 豊田課長、松岡主査、新井主事
傍聴者 3人
議題 (1) 市民参加条例の見直しについて（検討）

資料 資料1 第7回市民参加推進会議にて議論された答申のまとめ方について
資料2 白井市市民参加条例について見直しを要するものに係る意見
(まとめ)《意見追加後》
資料3 市民参加条例の見直しに関する事項について（答申）（案）
資料4 市民参加の総合的評価 評価基準の変更について【手塚委員意見】

○事務局（B） では、会議のほうを始める前に、今、冷房のほうを設定しているのですが、今この冷房の温度、どうでしょうか。寒いですとか暖かいというのは、特に大丈夫ですか。

ありがとうございます。では、会議のほうを進めさせていただきます。

では、第8回市民参加推進会議ということで、こちら進めます。

まず、会議の開催に当たりまして、会長より開会のご挨拶のほうをお願いします。

○会長 きょうは最後ですのできちんと袖のあるワイシャツを着て、皆様にお別れのご挨拶をしようと思って参りました。

考えますと、私とF委員とG委員、それからD先生、この4人は、6年間この会議に参加をしています。思いが深いものがあるかと思えます。これから、私たちが血と汗と涙を注いだ答申を踏まえて、より一層の発展を図るように望みたいなど、きょうは決意を新たに、最後の会議に参りました。ひとつ、より、討論がされますように、ご協力をお願いいたしまして、会長の挨拶といたします。よろしくをお願いします。

○事務局（B） ありがとうございます。それでは、議題の1番目の市民参加条例の見直しについてということで、議題のほうをお願いしたいと思います。

○会長 その前に、資料の有無を確認しておいたほうがよろしいのではないかと思います。間違いなくお渡ししたとは思いますが。

○事務局（B） では、本日の会議で配っております五つの資料について、届いておりますか、ご確認のほうをお願いします。

まず最初は、第8回白井市市民参加推進会議の次第、次に、右上に書いてあります番号から、まず資料1、第7回市民参加推進会議にて議論された答申のまとめ方について、次は、A3のものを袖折りした6枚つづりの白井市市民参加条例について見直しを要するものに係る意見（まとめ）で、意見追加後と書かれた資料2が1点、次に、資料3、こちらが、市民参加条例の見直しに関する事項についての答申案、そして、最後の資料4ということで、こちらがE委員からの市民参加の総合的評価の評価基準というホチキスどめ2枚のとめておりますもの、計5枚の資料をご郵送させていただきました。こちら、不足等はありませんでしょうか。

○会 長 では、お願いします。

○事務局（B） ありがとうございます。それでは、議題の1番の市民参加条例の見直しについてということで、検討のほうを行っていきたいと思います。

まずは、この検討の前に当たりまして、事務局側のほうで資料1、2、3、4の概要等説明したいと思います。

まず初めに、資料1をごらんください。

こちらは、第7回市民参加推進会議にて議論された答申のまとめ方についてということで、この第8回会議において、市民参加条例の見直しに関する答申案を作成する際に、どのような方向で答申をまとめるべきかというような議論が第7回会議でありました。その答申のまとめ方についてまとめたものが、この資料1の第7回会議になります。

まず(1)の第7回会議にて議論された市民参加条例の見直しに関する答申のまとめ方について説明します。

第7回会議で、市長へ提出する答申をどのようにするのか、議論のほうを行いました。その中で、答申のまとめ方について、下記のとおり答申をまとめることが決定されました。

一つ目として、答申のまとめ方についてですが、こちら答申をまとめる際に文書にするか、あるいは表でまとめるかというようなスタイルを話し合う必要があると第7回会議で決まりました。その中で確認した部分では、表で見やすくまとめることで答申をつくるというような結論になりました。

続きまして、2番目の委員からの意見の集約についてということで、今回集約された委員の意見は個別の意見であるという部分の中で、その反映されていない意見をどのように取り扱うかが議論になりました。その中で、結論としては、第7回会議で配付した資料3に集約されている意見はそのままに、答申として入れるべき事項がある場合には、別途追加し審議することで決定のほうを行いました。その結果、副会長、E委員、K委員より意見の提出がありました。

そして、この意見を取りまとめたものが、この資料2と資料4になります。資料2のほうは、以前お配りした資料2のところの中で、J委員あるいはK委員の意見を太字で

記入をしたものになります。

こちら、済みません、資料2なのですけれども、2点ほど訂正があります。1点目なのですけれども、1ページの上から4段目の定義というところが書いてある部分の左から2番目、定義が第2条というふうになっている中で、(1)から(4)までであるのですけれども、下これ、(5)が抜けてしまっていて、こちらのほうは(5)は、実施機関、市長、教育委員会及び水道事業をいうということで、こちら(5)の実施機関の部分が下が削れてしまって見えない部分がありましたので、こちらのほうをお伝えさせていただきます。

2番目の訂正事項といたしましては、最後のページになります。最後のページの6ページ目の下から2行目、K委員の意見からなのですけれども、「庁内における条例規則、規定以外に定めている」というふうに書いてあるのですけれども、この意外の「意」が、もってほか、以下の「以」に、漢字が間違えているというようなご指摘がありましたので、こちらのほう、修正をお願いします。

こちら資料2につきましては、前回の会議からK委員あるいはJ委員が答申に盛り込むべきではないかというような意見をこちらの資料2のほうにまとめました。

続きまして、資料3のほうを抜かしまして、資料4です。こちらが、資料4ということで、E委員のほうから、市民参加の総合的評価・評価基準について、評価基準の変更について、意見をいただきました。この部分につきましては、E委員のほうから、資料4について、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○E委員 前から評価をつけているときに、基準と望ましい水準、本当にこれでいいのかとかいう話をよくしていたと思ひまして、それに応じて書いたのですが、本来でしたら、望ましい水準も上げなければいけないのですけれども、まずは満たさなければいけない基準のほうの、基準の底上げをすることによって、望ましい水準を上げるというような考えをしたらどうかなと思ひまして、書いてあるのは、ほぼ共通点なのですけれども、会議の中で、例えば、何か公開するときは、3カ所必ずするというところがありますよね、情報公開コーナー、本市のホームページ、図書館というのは絶対必須だという話をたしか答申でもしたと思うので、それを基準に入れ込んで、必ずしなければいけないというところの基準値に入れたりとか、例えば、水準だったら、その基準をもし基準をもし上げたとなれば、水準はそれよりも上がるわけなので、そこを皆さんで考えたら、当初のこの評価基準というよりも、さらに時間が経過した上で求められる基準を底上げすることによって、さらに求められる水準が上がって、その市民参加の評価というものが少し厳しくというか、なっていくのではないかなと思ひまして、書かせていただきました。多分足りない部分が多々あると思うのですが、思い出せる部分だけ記載したので、ほぼ多分、情報公開の場所が幾つ以上というのと、資料がきちんと提供されているかというようなこととかが多くなっているのですが、皆様に逆にご意見を伺って、も

しよければ、その基準プラス望ましい水準のところをよりよいものに変えられたらいいのではないかなと思ひまして、こちらを提出いたしました。

以上です。

○事務局（B） ありがとうございます。この資料2と資料4が、前回の会議から、皆さんが委員の方から答申に盛り込む、あるいは盛り込んだほうがいいのではないかなというご意見をとりまとめたものになります。

では、資料1のほうに戻りまして、この第7回会議での指摘事項とその答申の取りまとめの方向性について、こちらも7回会議で話し合ったものをまとめましたので、ご報告します。

まず最初の指摘事項の部分の中で、意見の中に集約されていないものがある、その扱いをどうするのかというような議題がありました。これについては、先ほどの話のとおり、盛り込むべき事項について、個別に意見を提出して、それを資料に落とし込んだ上で、こちら、済みません、審議会と書いてあるのですけれども、この推進会議です、この会議内で検討するというような形になりました。こちらにつきましては、先ほどのE先生のお話にもありましたように、資料2や資料4に各委員からの意見のほうを取りまとめたものになります。

続きまして、2番目の条例改正や逐条解説の修正は提出されているが、基準・水準の修正が提出されていないのではないかなというお話がありました。これについては、条例改正や逐条解説の修正と合わせ、基準・水準の改正を対応策としても提案するべきではないかなというお話がありました。

そして、3番目としては、そういった中で、集約された意見が統一された意見とは限らないという部分があるのですけれども、これからご提出いただいた意見を確認、議論しながら、済みません、これも審議会と書いてあるのですけれども、この第8回会議、この第8回会議内で合意された意見として決定していただきたいと思ひます。

最後に、資料3なのですけれども、これ市民参加条例の見直しに関する事項、答申ということで、こちら第7回会議の方針案を答申のまとめ方について、基づいて、市のほうで、この市民参加条例の答申案をつくりました。基本的には、ページを開いていただいて、見開きの右の部分、市民参加条例の見直しを要する事項という部分があるのですけれども、こちらについては、第7回会議の資料3でお配りしたものを抽出しているような形になります。なので、今回の審議会の中では、この第7回会議で配付した資料3を抽出した意見を、これをこの委員会のまとめた意見として、その答申として提出してよろしいかですとか、あるいはその提出された提言に対するこの課題の文言について、これは前回〇〇委員からこのような意見が出ていたというものを羅列したものを一つの文にしたものになります。その文章等がきちんと答申の内容に適応しているか等も含めまして、ご審議いただければと思ひます。

以上が、その資料1から4の説明になります。皆さん、ご審議のほうをよろしく願
いいたします。

○会 長 まずは質問があったら。

○事務局（B） そうですね。

○会 長 なければ、もう具体的にこのE委員から出された資料4、これについて、答
申にどの部分を盛り込んでいったらいいかという、そういう部分を討議をして、ちゃん
ちゃん、これを決めていきたいと思います。きょう、余り時間がないので、皆さんもう
前もってお読みになってきたと思うのですが、この評価基準について、G委員なんかは、
大分問題提起をされているようですけれども、これ逐条的に行きますか、1個ずつ。こ
こに書かれている、この斜めになった字というのはどうなっているですか。

○事務局（B） 説明が足りなくて申しわけありません。

ここに記入しております普通の字は、これまでの基準です。今回、E委員からいただ
いたものは、見やすいように斜め字、太字で下線を、

○会 長 ということは、これは提言されているということですね。

○事務局（B） はい、こちらが意見です。

○会 長 E委員から提言されたのが斜めの字であると。

○事務局（B） はい。

○会 長 では、これを拾って見ていけばいいわけですね。

○事務局（B） そうですね、これを見ていくと、はい。全体的に。

○会 長 全体的な意見として、盛り込むかということでしょうね。

○事務局（B） はい。

○会 長 そうすると、では、その一番最初に、公募委員の数・全体に占める割合で、
公募委員の割合を30%以上確保しているかという、これをこの条文の中に入れていくか
どうかということを決めていけばいいですね。

○H委員 会長、よろしいですか。ちょっと話が戻ってしまうのですが、基本的な質問
なのですけれども、例えば今、条例改正とそれから逐条解説とE先生のご提案の評価基
準水準を誰が決めるのか、確認しておきたい。

○会 長 この会議で決める。

○H委員 いや、そうではなくて、最終的に。ここからもう答申出しますよね。そのと
きに、例えば、条例は当然、議会にかけなければならない、それから逐条解説は市長さ
んの決裁が要るのですか、基準・水準は誰が決めるのですか。担当課で決めればいいの
ですか。

○事務局（B） 基準・水準については、

○会 長 確かに課で決めていたよ。前回も。

○H委員 ですよ、多分、そんなイメージだったものですから。

○会 長 上に諮ることはなかったと思う。

○H委員 そうなると、ここで資料で行くと、3番目のこの答申をまず決めなければならないと思うのですけれども、これを決めるに当たって、ここまで踏み込んで今やってしまったほうがいいのかどうか。順番の問題。

あと、もう1点、

○会 長 きょう、打ち合わせでその問題があったんです。ただ、E委員の提案が多いものですから、ここからやっていかないと、この資料3の答申まで行き着かないのではないかという部分がありまして。そういうことで、まずE委員の提案から、先にやっついこうと。大体、それ1時間ぐらい見ているんです。それを見たら、今度、この資料3の表になっている部分、これが答申になるわけです。前回は文章ではなくて表にしたものというふうにしたので、これにどれを加えていくかという議論をしていきたい、それには、資料2のK委員とJ委員の部分も入っておりますので、これ3者の追加の部分を答申にきょうは討議をしたものとして盛り込みたいので、これはいいよと、ほかに出ているから、いいのではないですかとか、そういう議論を逐条的にしていきたいなということを事務局と話をしたのです。それでいいのかな。

○事務局（B） 済みません。では、ちょっと事務局のほうで補足させていただきます。

今回の答申を見直すに当たりまして、ポイントとなる部分というのが2点ほどあったと思います。一つ目が個別の意見の引き上げについてです。前回からこういう第7回会議を終わって、皆さんから意見のほうをご提出いただいたと思うのですけれども、この意見について、例えば、資料2に黒字で落としてあるものですか、あるいは先ほどE委員のご提出いただいた資料4、こちらの部分について、この意見をまとめたものが資料2と4なのですけれども、この資料2と4に記載されているもののうち、これを現在、答申、例えると、この資料3の右手側のこの表の部分に、意見として引き上げるものがあるかどうかというのを皆さんに審議していただいて、その中で、引き上げるべきものだよねというものがあれば、この新しくこの資料3の答申の中に入り込んでいくというような選定のほうが必要なのではないかと思いました。

それで、2点目としては、この答申案の確認ということで、その今回新しく出た意見をその引き上げるかどうかというものを判断した後に、この資料3の答申案がこの内容をご確認していただいて、文言の部分ですとか、実際にこの提出された意見が皆様の総意の部分の中で提出されたものとしていいかというような意見の選定ですとか、あるいはその提言として出された意見の内容の確認、そして、文書等の表現等の確認をしていただければと思ひまして、今回このような資料のほうをつくりました。

○会 長 評価基準というのは、僕らが採点するときに、事務局でつくってくる採点の基準をこういうことで評価してくれという文章になるわけでしょう。

○事務局（B） はい。基準、水準はそうです。

○会 長 この評価基準そのものは、ちょっとさっきのH委員のあれではないですけども、課のほうだけで済む話なのですね、これ。直接この答申には、何か、当てはめていくような部分があるのかな。採点基準というのは、こういうふうなことを厳しくしなさいというようなことしか書いていないわけでしょう、これは。

○H委員 Bさんの説明でわかったのですけれども、関連があるものがあれば、こっちでやりましょうというご配慮があるわけです。ただ、僕の意見は、E先生、初めからもう評価基準の変更ということだから、こっちに関係ないのではないかという前提で。

○会 長 僕もそういうふうに、

○H委員 これは置いておいてもいいのではないかと思ったから質問したのですけれども。

○会 長 では、逐条的ではなくて、網羅的にではこれを入れようというふうに言ってしまったほうが早いね。

○H委員 それはご本人がその、

○E委員 私が説明したほうが早いと思います。

○会 長 そうだね。では、そっちに入ってしまった方がいいかな。

○H委員 入れなくてもいいですよというのだからね。

○E委員 多分、7割ぐらいは同じことを書いているんです。なので、そこが、皆さんがどう思うかで決めれば、後は個別のほんの少ししか入っていないという状態なので、でも、結構答申で言っていた部分ではあったので、いいですか。そうしますと、大体、全てに共通なのが、事前の周知の方法と結果公表取り扱いのところを、

○会 長 図書館に置けとか何とかいうものね。

○E委員 それを必ず必須にするというのが、全部に今入れたのが、それでもうほぼ7割が網羅されているので、それはどうでしょうかというのが、まず一つの提案なのですが、いかがいたしましょうか。

○会 長 いいのではないですか。だって、例えば、僕自身が図書館構内に置きなさいということ、条例の中に組み込めという提案をしているわけです。4番を図書館にやるといって、5番をその他にするという、だから、ダブるところもあるわけです。だから、そういう部分は、含まれたものとしていいかなと。これ読んでいて、あ、僕の言っていること、ここに出しているなど。

○E委員 そうなのです。皆さんの言っていることを、私、多分入れただけというか、入れたのです。

○会 長 ということは、後から入れ込んだ部分を指摘して、それが全体の意見かどうかということを確認ということですね。

○E委員 そうです。

○会 長 では、個別に入れた分だけ言ってくれますか。

○E委員 では、ごめんなさい、今のはいいですか。事前周知と結果の取り扱いは、では、今までだったら何力所かとかいうことではなくて、必須にしてもいいですかということによろしいですか。

○会 長 よろしいのではないですか。

○H委員 当たり前の話だと思います。

○E委員 でも、当たり前ではないんですよ、評価するときは。

○H委員 いや、だから、これを改正するのを当たり前だと僕思っていたから、当然事務局のほうで、新しい新年度というか、なったら、入ってくださるんだと期待していたの、答申で出せるわけだ。

○会 長 もう僕らは関係ないことだ。

○D委員 手続の確認なのですけれども、前に、この評価基準ができたときは、あくまでもたたき台でやって、会議のほうで皆さんで一応これでいいかということを決めてくださいという話があったと思うのです。なので、恐らくこれたたき台というか、前の人たちからの申し渡しという形になって、次も残られる方々が、またさらにこれでいいですかという議論で決めていくと思うので、恐らく我々の申し渡し事項ということになるのではないかというふうに思うのですが、まずその点はどうですか。

○会 長 そうだ、引き継いでやる人がいるから、知っているわけですよ。まるで全部新人だったら、こんなこと必要ないよね。こういう基準で採点してくれと出せばいいだけで。ただ、次年度も残ってやるというこの委員がいるとすれば、あれ、前にやった部分の評価の基準はないじゃないかと言われてしまうから、ここで確認しようと、そういうことですね。そうですね、先生おっしゃるのは。

○G委員 では、我々は、なぜこういうふうな、これE委員が書いてくれたこれが例えば、複数の手段なんていうと、何か自分のところの課でこう出したと。どこかから二つ出せば複数で、それで100点満点とれるかと。それがおかしいと。だから、ちゃんと図書館だとか、どこだとかにきちっと置くことが大事だと。それが、我々、点数をつけるほうの立場というのをはっきりする。それで、今、引き継ぐというような話なのだけれども、ここで決めないと、また次の人たちがまたやらないと、また来年、どうするのですかという。今、ここで議論して、ずっと3年間、4年間もやったものを、今、課で決められるのだったら、ここではっきり言って決められるのだったら決めたほうが、後の人たちはもうこれでやってくださいで済むからいいんじゃないかと思うけれども、それで今、この課のその決断というのは、今できるのか、またさらに来年度の第1回目、2回目に延びるのか、そこら辺はどうなのですか。

○会 長 やらないでしょう。

○G委員 いや、今の話だと、引き継ぐみたいな話になったから。役員はここで何年間もやったから、決められるのだったら、課で決められるのだったら、課の重鎮が集まっ

ているのだから。だって、本当に。どうなの。

○D委員 多分、立場になると、これをそのままぼんと出すと、やっぱり会議の意向が失われるので、人が集まっているので。だから、一応形としては、こういう案があるということで行くしかないのだと思うのです。

○G委員 では、来年度の1回目には、もう決まって出てくる可能性のほうがうんと大きい。

○会 長 いやいや、そうしてくれなければ困る。

○G委員 また、一からこういう相談をしていたのでは、評価できないものね。

○D委員 G委員の一番いいのは、前の委員からの引き継ぎなので、これで、前の委員はこれで、次はこれをやったらどうですかという提案があったので、それで承諾してもらえますかという話をしていれば、一番いいのだと思います。そうしたら、もう合議制というか、みんなで納得してそれを使うという。

○G委員 それは、前のというのは我々委員は、課のほうにお願いする、次の委員にお願いするのではなくて、課にお願いするということですね。では、課はそれで、課長以下いて、よくわかっているのだから、決めればいいのですね。その次のときは、今ここで確定しませんと、何か押しつけるみたいなことで危ないから、それを押しつけないけれども、今は。

○会 長 いや、合議制の話だよ。合議したものだということ。

○D委員 次の方々が、それで納得して、では、いつできます。

○会 長 それで採点しますといえればいいわけでしょう。

○D委員 それは申し渡し事項で。だから、次の人たちがまずそれを決めるという、建前はそういうことで。

○会 長 前の独断で決めたことを、僕らがやるのかみたいなことを言われては困るから。僕も、前の会議に出ていたけれどもとか言ったりして。では、E委員に返していいですか。

○H委員 どうぞ。ですから、手続の話と流れの話が整理できれば、もう話進めてください。

○事務局 (B) 大丈夫ですか。済みません。実は、この答申の基準を求める水準と望ましい水準の部分を変更した経緯というのが、答申を受けて変更した経緯というのがあるのです。そのときには答申を受けて、では、そのような形で案を、提案を受けたものを次の会議でお諮りして、こういうような答申を受けたので、このような形になりましたというのを一旦お預かりして、判断のほうを行ったという経緯がありました。その中では、例えば、この場の会議の中で、その是非というものを審議していただくという部分もあると思うのですけれども、それはきょうの会議の部分でもありますし、あるいは、今回このような提案をいただいた中で、実際にちょっと課のほうでそれをいただいた提

案を受けたものを、例えば、次の会議に諮るといふような部分といふのが、過去ありましたので、ご報告のほうをさせていただくような感じになります。

○G委員 ちょっといいですか。やっぱり今、話としては、次の委員に諮って、こういう基準でやりたいと思いますけれども、よろしいですかといふて、次の委員の賛同を得るといふ、そういう手順をとりたいといふことですか。

○事務局（B） 前回、その基準を、望ましい水準といふのをつけ加えたときには、そういうようなことをやられていたといふのは、自分も。

○G委員 前回の。いや、今の話では、どこでこれ決めるのですかといふ、H委員の話では。課で決められるのだったら、また次の、また別の人が今、何人残っていただくかわかりませんが、新しい人が出てきて、またいろいろぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃ始まったら、また2回目、3回目と会議は長引くのではないかといふことのほうが、僕は逆に心配しているのです。これは、少なくとも、もう我々委員が3年間やっていた、こっちの3人はさらに3年、6年間同じような話をだらだらとしてきたのです。はっきり言って、だらだらと。だから、もうここで決めましょうといふことを今言っているのです。

ただ、ここで我々の委員の押しつけるのはまずいのだったら、総意として、今、会議で総意として、課の課長さんも皆さんいらっしゃるのだから、課にして、課には次の会議が始まる時は、もう100%か90%か知りませんが、決めたほうがいいのではないかなといふのが、僕の個人的なといふか。そのほうがはっきりするのではないの。これ、おかしいとみんなが言う内容なら話は別です。これはいいとみんなが言っているのだったら、やっぱりこれがいいのではないですかといふ話なのですよ。流れ。

○D委員 市民参加の会議なので、みんなで合議制で決めたといふ建前をとらないと厳しいと思うので、だから問題は、残ってくださる委員の方々が、こういうことで決まりましたので、これで行けるといふますぐらいのことを言ってもらえれば大丈夫だと思うのです。

○G委員 我々も市民の代表ですから、このメンバーは、はっきり言って。そして、何年も、今回、今の任期だってこのメンバーで3年間丸々やってきて、去年もおととしも答申出しているわけですから、十分に市民の代表ですよ。だから、ここで決めたものは全然、1点の曇りもなくなんて、よく変なことで言っているけれども。

○会 長 問題ないです。といふのは、僕らも一番最初、H委員もそうだと思うけれども、こういう形で採点してくれといふのを持たされて採点してきたわけですよ。だから、そういうものだと思っていたのです。僕らがこの採点基準の矛盾といふのが、例えば、100点超えてしまうとか、ある設問に対して、情報コーナーを入れていない部分があったりして、そういうのが気づいてしまったんです。この評価基準の中で。それはもうちゃんとしたものにしようといふのが、この基準の見直しだったわけです。だから、そ

れをE先生がこうやってうまくまとめてくださったので、だから、これに加えるものが何かあればということで、またちょっと戻るのですけれども。いいですか、それで話を進めてしまって。ここで決めましたということで、最初に、次の部分のときに、こういうところが前の採点と違ってはいますが、こういうことでやれますけれどもというふうに事務局で言ってもらえれば済む話なのです。

○G委員 ばらつきが随分あったでしょう。

○会 長 ありましたよ。

○G委員 それで、ばらつきがあるにもかかわらず、80点、90点だったり、30点、20点だったり。

○会 長 無理やり採点して。

○G委員 それはもう自動的に決まる点数というのはあるのです、かなりの部分は。

○E委員 そうなのです。特に基準ですごく点数が高くなってしまふのです。

○G委員 そうです。

○E委員 だから、それにちょっと疑問を感じまして。

○会 長 それで、ぜひ加えたい部分というのは。

○E委員 ですから、共通していえるのが、事前周知の方法と結果公表の取り扱いを必須化したいということと、あと前に、審議会の結果公表の取り扱い、議事録のところ、何かただ議事録が張ってあるだけで何だかわからないとあって、インデックスをつけてほしいとか、つけていないとかと、たしかK委員がおっしゃっていたので、例えば、ちょっと細かいけれども、インデックスとかをつけてわかりやすくするというのも基本ですよと。見やすくするために。

あとは、いつ結果の公表をしているかというところが、望ましい水準のところ、結果公表についての時期の明確化、これをいつぐらいがいいのかというのを決めるのか、それともこのままにするのか。例えば、放置できるわけですよ、1年たって、終わったら議事録をばあっと入れることもできるし、その会議が終わって、例えば、1カ月とか2カ月と日にちを決めて、ちゃんと入れるということも考えられるじゃないですか。そういう意味では、望ましい水準というのは何かというと、本当は時期を明確化したほうがいいのかなとか、細かいのですけれども、思ったりもするのです。そこなので、1ページの右の一番下、結果公表取り扱いで望ましい水準の一番下のところに、結果公表についての時期の明確化というのが書いてあるので、これをどうしたらいいのかというのもちょっとあるのですが。ここまで決めなくていいというのならいいのですが。

○会 長 決めてしまう、例えば、1カ月以内とか。それを決めればいから、ここで。

○E委員 決めたほうがいいかなという。

○会 長 それはそうです。やっぱり1カ月以内というふうに決めましょう。

○E委員 ただ、今、この会議も出して、どのぐらいできているんですか、逆に。

それを参考にしながら決めないと。

○事務局（B） やはりその会議の内容にもよる部分というのはあると思うのですけれども、その部分については、明確に結果をいつまで公表というような部分、

○E委員 大体どのぐらいで今まで出していらっしゃるのですか。

○事務局（B） 今までですか。市民参加、この会議ですか。

○E委員 はい。

○H委員 これ会議録の確認の期間でしょう。次の会議のときまでみたいなことで。1カ月じゃ終わらないし。1カ月、きついと思います。

○E委員 ですよ、だから、もうちょっと。

○会 長 2カ月以内。

○E委員 どのぐらいだったら逆に。

○会 長 いや、だから以内にしてあげればいいのです。2カ月以内。

○E委員 多分内容によっては、もっとボリュームがあると、2カ月ではきかない場合もあるし。

○事務局（B） そうですね、というのはあつて。

○D委員 議会と重なると、3カ月ぐらいが余裕を持っているかなと思います。逆に言うと、2カ月だと議会が入ったら苦しいとかあるのですけれども、3カ月であれば、何でやらなかったのかという話はできますから。

○会 長 では、3カ月にしましょう。

○事務局（B） 目安として、そのご意見いただく。

○会 長 3カ月以内。

○E委員 望ましいにするのか、基準というのか。

○G委員 望ましい基準だからね。

○会 長 明確化、これ3カ月以内を目標とする。

○H委員 大丈夫ですか、以内で。めどとか。

○会 長 それ、ぼかすとまた逃げるじゃないか。

○H委員 余りきつきつでやっている、事務局がづらいんじゃないかと思うのです。

○会 長 結果公表ね、これ、だけれども、仕事ですよ。

○H委員 もちろん仕事です。

○E委員 これやめたほうが良いなら、削れば良いと思うのですけれども、どうしましょう。

○事務局（L） ほかの課がどの程度のあれでやっているか、ちょっと把握できていないので、うちの課ですと、3カ月いただければ、一応やれているという状況です。

○会 長 では、以内かめどか。どっちが良い。

○E委員 それは、後で聞いていただいて。

○事務局（B） そうですね。調べるというような。

○会 長 では、とりあえず以内。それは不適切であると、むちゃ振りだとしたら、めど。それで決めましょう。

あとは。

○E委員 あとは、1 ページの下から2 番目の望ましい水準の枠、積極的に広報と書いてあるところは、関係者となる方が集まりそうな場所でPRしているか。多くの手段で何が必要かなのです。

○会 長 具体的にするわけですね。

○E委員 少し。

○会 長 1 ページの。

○E委員 1 ページの右側の下から2 番目。

○G委員 要するに、積極的というのが、ただ漠然としている。積極的なんていかにも積極的だけれども、実は何も意味のない言葉なのだよね、これは。

○E委員 そうなのです。それを少しでも思ったので。

○H委員 E先生は別として、掲示でも何でもいいからと。そういう趣旨でしょう。

○E委員 そういうことです。済みません。

○G委員 いや、本当に、複数の手段だ、複数の何だと、それも何だか意味がわからないから、やっぱりこれ具体的にこれは書きなさいといったほうがいいのですよ。本当に。

○H委員 だから、これは、もう関係者となる方々が集まりそうな場所など、より多くの手段で行うと。

○G委員 このほうがいいのではないですか。

○H委員 違うのをに入れてしまうよりはね。

○E委員 あとは、1 ページの最後は、一番左上の基準のところの公募委員の割合を、これちょっと迷ったのですけれども、30%以上。これ。例えば、設けていない場合は、その理由は適切かと書いてあるのですけれども、本来だったら、市民参加が必要とあれば、公募委員がないということはおかしいという考えなのか、それともある、今のような30%以上としたほうがいいのか、その辺は、ちょっと私わからないのですけれども。どうなのでしょう。

○G委員 これ実際問題として、今まで見ると、30%に満たないというのが結構多いですね。初めから2人とか、10人ぐらいいるのに1人とか、2人とか。

○E委員 確実ではないのですけれども、何か指標がもっと、公募を設けていない場合、その理由は適切かというのが、それ適切、まずちょっとそれで2点入ってしまうのはおかしいなと思って。

○H委員 これ逐条解説では。説明がないではないですよ。何か、公募枠がない場合も、何か。ちょっと説明してくれませんか。

○事務局（B） 公募委員枠、一定基準を規定しないのは、設置する審議会のそれぞれに目的に応じて望ましい委員構成というのがあるということは、逐条解説のほうに書いてあります。

○G委員 ただ、審議会とかいろいろ、もっともっとたくさんあると思うのです。数としては。でも、これはあくまでも、市民参加を必要とする会議という前提なら、市民参加は必要とするのに、市民参加1人しか募集しないとか、それはちょっとやっぱり、ここに30%が望ましいのだったら、30%とかね。市民参加が望ましいならと。そういうことでしょう、この市民参加推進会議というのは。

○E委員 この30%が高ければ、低くしても。

○G委員 高いのか、低いのか、ちょっと最初につくったあれが問題あるのかどうかわかりませんが。

○E委員 このページはここが一番。

○H委員 ただ、これは、いずれにしても、逐条解説の考え方と基準をどう整合性を持たせるかということと、もっと言うと、水準に30%と入れているわけですね。基準に30を入れたときに、こっちの水準、つまり、三つの整合性を持たせなければならないから、ここに入れて議論だけしていると、ちょっとバランスを欠くかもしれない。一番大きいのは逐条解説ですね、この場合。

○事務局（B） そうですね。逐条解説の部分をもとに、例えば、市民参加をやるかというのがある部分はあるので。

○H委員 一定基準を規定できない理由をここで述べていて、これがいいのか悪いのかという議論は当然あるのだけれども、ここまで議論しないと、これ決められないですね。

○E委員 これは抜きますか、とりあえず。

○H委員 いや、簡単に抜く必要ないけれども。だから、これを入れたときに、逐条解説とその水準をどう扱うかという問題がありますね。

○E委員 例えば、ちょっと戻って、公募枠は設けているだけにするとか。そうすると、逐条解説とそれが触れますね、触れてしまいますね。

○H委員 これを前提とするとね。規定していない理由というのは。

○E委員 30%は要らないと思うのですけれども、どう思いますか。何か公募委員がいたほうがいいのか何かというのを、入れるか、ここに入れないかというのを。

○G委員 ここにいない市民参加というのはないのだね。必ず1人いる。

○E委員 いや、あったのです。

○G委員 あったの。

○E委員 ありました。ありましたよね。

○会 長 教育委員会の。何か市長と教育長のものがあって、何でこんなの上がってき

たのだと、僕たちは文句を言ったではないですか。要するに、市民参加になっていないから、参加条例に引っかからないのではないかといい、言ったことがあったではないですか。

○E委員 それもあったので、これ、入れたのです。30%は不適切かとは思いますが、それでも、どうしようかと。

○H委員 だけれども、あれは、市民参加条例の対象になるかどうかではなくて、基本的にあの会議をどう扱うかという、審議だから。

○会 長 それもありましたけれどもね。

○H委員 だから、本来であれば、市民参加になっていないから、持ってこなくてもよかったのかもしれない、逆に。それを持ってきたものだから、まじめに。何だこれという話になっただけで。ということなのではないかと思います。逆な言い方をすると。

○会 長 だから、持ってこなければならぬ部分を持ってこないで、持ってこなくていいものを持ってきているというね。

○H委員 というふうにも見える。

○会 長 本当にやらなければならない、給食センターなんかはそうだけれども。もう全体ひどいよね。

○H委員 それがこの条例のほうの改正のまた議題になると。

○会 長 そうですね。

○G委員 すると、ここであえて、今、書くのは、こっちの望ましい水準に一応50%、30%とあるのだから、ここにまた入れる必要はないかもしれないね。

○H委員 これだって、最近の改正で入れたのでしょ、50、30。ずっとあります。

○会 長 あると思う。

○H委員 我々が入ったときに。

○会 長 いや、その前からあるよ。

○H委員 基準、水準を変えたのですよ、前にと伺いましたけれども。そんなに昔からある50、30ではないですよ、多分。

○G委員 これはあったと思うよ、前から。それこそ5年だか6年前だか。これはずっとある。

○H委員 逆に言うと、逐条解説で一定基準を規定しないと言っているにもかかわらず、ここで50、30と積極的に言っているから、これそう思うでしょう。

○会 長 これはちゃんと決めたのだらうね、きっとね。

○H委員 だから、これは見識があるはずだと思います。そのときの。

○会 長 どうしますか、これ。なくてもよければ、また何か問題ができたときに、その委員会でもって討議してもらったらどうですか。ほかの方々にちょっと。これはとりあえず取りますか。

○E委員 取る。

では、次、済みません、急ぎます。

2ページのほうだと、上から2番目の提出資料のところの基準なのですが、適切な資料と書いてあるのですけれども、そこに例えば、パブリックコメントがゼロということがよくあるという話もあったので、具体的な説明や資料が載っているかとか、例えば。

○H委員 これも例え話としても、入れなければいけないねという気持ちですよ。

○E委員 そうです。

○H委員 具体的な説明や資料などを意見を求めるに当たり、適切な資料を公表しているかというのね。ということですよ。

○E委員 そうなのです。ちょっと具体的なことを入れただけなのです。

○H委員 適切な資料の前に入れるのか。

○G委員 適切を削るのでしょう。そのかわりに具体的と入れるのでしょう。

○H委員 ということは、具体的な説明や適切な資料を公表しているかみたいな感じですよ。

○E委員 はい、そうです。

○会 長 そういう文章に変えてしますと。

○H委員 要するに、修飾語より具体的な例を。

○会 長 意見を求めるに当たり、具体的な説明や資料が載っているかというふうに変えてしまうと。

○G委員 変えてしまうわけだね。この文章をね。

○E委員 それでよければということと、もう2点、ここは2点なので、もう1個が結果公表の取り扱いの基準のところ、よくパブリックコメントゼロって今回の答申でも出したのですけれども、パブリックコメントゼロであっても、ゼロの旨を報告するという話になりましたよね。ちょっと個別具体的で申しわけない、そういうものも、ここできちんと公表というのはそういうことなのだよというところに入れるというか。具体的過ぎてこんなものはいいと言われるかもしれないのですけれども、今までのお話の中だと、それが載っていたので、これを具体的に載せるのかどうか。もし公表していたとしても、ゼロでしたということが載っていなければ、公表されていないということなので、ここで点数を引かれる、満点は取れないということにはなると。ということなのですが、いかがでしょうか。

○会 長 パブリックコメントはゼロであっても、ゼロの旨を報告って、パブリックコメントはゼロと出ているよね。

○事務局（B） 今の調査表の中では、パブリックコメントが、例えば、ゼロ件の場合には、ゼロである旨をホームページに載せるというような欄というのは、実はつくってはあります。

○E委員 では大丈夫ですね。

○会 長 だから、突っ込んで、なぜゼロであるかということをやんと言えと、僕は会議では。

○事務局（B） そうですね。

○会 長 その善後策をどうするのかという、ゼロであるから、どういう手当てをしたのかを追求したいわけです。

○H委員 それは我々の答申になっているのですよね。

○会 長 そうそう。それは答申になっていますけれども。それをここへ入れるかどうか。これ、もう入っているんですよ。ゼロはゼロで。

○E委員 ではいいです。必要ないと思います。失礼しました。

○会 長 だから、これを読んでいて、最初、これ何だろうなと思ったのです。

○E委員 済みません。失礼しました。

○会 長 では、これは取りましょう。

○E委員 ごめんなさい、細かいことが多くて済みません。

次が4ページで、4ページのところは、意見交換会の開催場所・時間・回数というところの左側、回数だけでなく、市民が参加できる場所や時間帯となっているかというのを確認する。だから、それをやめて右のほうに入れるかどっちにするか。この話も、前によく話し合い。

○会 長 これ、委員会で決めて、うちもそうだけれども、みんな自分たちの都合でもって決めているよね。だから、それは。

○E委員 なのだけれども、でも、皆さん、一応、発言の中ではこういうことを言ったりもされてはいたので、入れただけなので。

○会 長 だから、うちの委員会だけかしら。

○H委員 ほとんどない、E先生、いつも日中だけやっているとかって。

○会 長 そうそう、なぜ日曜にやらないのかとかあるよね。

○H委員 いつも限定していて、限定しながら、我々はどうなのかなといつも思っているのですけれども。だから、これはきっちり言ったほうがいいですよ。

○会 長 これ両方入れたほうがいいよね、文章。

○H委員 どこに入れるかは別なのですけれども。

○会 長 では入れましょう、これは。回数だけでなく、参加できる場所や時間帯となっているかと、大事なことですよね、これ。

○H委員 これは、評価項目に場所・時間・回数と書いてありますから、もう基準に入れてしまっているのではないですか。

○E委員 左側のところに。

○会 長 はい、左に入れてしまったらどうですか。

○E委員 右はなしで、左に基準で。

○会 長 そうですね。

○H委員 というような気がいたします。

○E委員 次、2個目が結果公表の取り扱いの基準の場所で、意見を反映させる場を設けているかというのを、具体的に意見を反映させる、何かちょっとよくわからない。

○H委員 どこでやっているかという、どこで反映しましたかということですね。

○E委員 しているのかがわからない。

○会 長 では、これいいのではないですか。情報コーナーとか広報しろいとか入れているから。意見も。

○E委員 そうしたら、別にこれ要らない。公表という意味で、反映させるって。

○H委員 二つありますよね。

○E委員 はい、二つあって、公表がさっき言ったように、全部共通なので。

○H委員 どこかでやればいいですよ。

○E委員 反映させる場が。

○会 長 反映といたら、難しいね。

○E委員 なので、わからなかったのです。そこまで書く必要はないかもしれないのですけれども。

○G委員 意見を反映か。公表する場であれば、反映は、あれだよ。例えば、これどういう場があるのだろう。反映させる場というのは。例えば。

○E委員 そうなのです。それが。

○G委員 ここにもともと書いてあるものの意味。他の方法により意見を反映させる場を設けているかと。例えばどういうことなのだろう。

○会 長 だからホームページだとか、そういうことを言っているのかな。

○H委員 基準の今、現行基準の文言がちょっといまいちわからないですね

○事務局（B） 意見交換ということなので、例えば、市役所庁舎整備事業なんかでいいますと、意見交換会について、会議録は逐語録で作成という、結果公表の取り扱いの部分で書いてあったのですけれども、まず会議録は逐語録で作成というような部分が1点、つまり情報公開という部分です。その恐らく取り扱いという部分の中で、意見に対する市の回答を行いましたというような、それを反映というような形の中でやったので、その結果公表という、つまり意見をもらった、もらわないかの部分の中で、きちんと意見がありましたということ反映させているかどうかというような話になってくる部分の中の具体的な意見を反映させる場というのは、そういうようなニュアンスで、皆さん書かれていますね。

○G委員 それは、ホームページでも、広報しろいでもいいわけですね。こういうことを皆さんからご意見をいただきましたと、それでそれに対する市の回答という、そうい

う意味ですか。回答というのは。

○事務局（A） よろしいでしょうか。ここに、結果公表・取り扱いというふうに、この評価基準の表の中には書いてあるのです。今のこの反映させるというのは、どう取り扱ったかという、そういったようなことを指しているのだと思います。つまり、条例の第18条に、意見交換会という定義が書いてあるのです。この18条によりますと、意見交換会というのは、自由な意見交換により複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりということが書いてあるのです。意見を収集するというで終わらせるのではなくて、その収集した意見を取り入れることができるかどうかというような、そういう場、それが反映させる場、そういったようなものを設けているのかどうかと。つまり、意見を取りっ放しではなくて、その意見を計画なり、何かの決め事の中で盛り込むことができるのか、できないのかということを検討するような、それがその反映させるということなので、そういったような機会を設けているのかというのが、ここで示していることだと思います。そして、その右側に望ましい水準のところには、左記に加えとあります。そういう反映させる場を設けた上に、その結果を積極的に公表しているかということで、それに加えて、公表をしっかりとしていれば、さらに加点をしますよというようなことをあらわして、こちらの求める基準のほうは、反映させる場というのは、取り扱いをしっかりとしていますかということ指して、そして、望ましい水準のほうは、それをやった上で、結果公表をしっかりとやっていますかということ指しているのだというふうに思います。

○G委員 ということは、ちょっとこの左のほうの文章が、中途半端で何かわかりづらいね。

○H委員 これ逐条解説から持ってきたからこうなってしまった。

○G委員 これは、確かに今、この逐条解説のを見ていると、今、おっしゃったようなことが書いてありますけれども。

○会 長 これやっぱりそうだね。具体的にどういうことかというのはわかりにくいね。例えば、市の回答だとか、反映させる機会、チャンスを設けているとか、そういうふうに何か入れていかないと、反映させる場自身がきちんと網羅されていない感じがするな。今、Aさんが言われたようなことをもうちょっと何か、ここで3行で書いてあるけれども、もうちょっと多目にわかりやすく書いていただいたほうが、意見交換会のこれをよく見れば、今言ったようなことが書いてありますよ、確かにね。

○G委員 解説のところに。解釈か。

○会 長 E委員は、具体的にとしか書いていない。求めているんだよね。これ、何だろうなと思って。最初読んだときに。

○H委員 ここは事務局のほうで、逐条解説の。

○D委員 今、Aさん、言われたとおりです。具体的に。

○会 長 そう。今Aさん言われたことを、文章に直して、そういうチャンスの場合を与えたかとか、市の回答について、そういう場を設けたのかとか、そういうふうには何か入れないと、つかみにくいのではないかなと思います。

では、E委員、次。

○E委員 5ページは1個です。左側のほうで、資料の提供のところに、資料が提供されているかというのがあるのですけれども、必ず提供というふうにするかどうかというところでは。

○会 長 これ、だけれども、必要な資料を提供するのは当たり前。

○G委員 でも、確かに、提供されているかだったら、なくてもいいんだよね。変な話。ありませんよと、ああ、そうなので、必ずと言われたら、だめじゃないのと言えるけれども。物の言い方かもしれない。

○E委員 細かいのですけれども、申しわけありません。

○H委員 これは、水準のほうで、原則としてとっているから、ないことも予想しているのです。

○G委員 なくてもいいということか。

○H委員 なくてもいいとは言っていないのだけれども。だから、これを前提とすると、必ず提供となると、整合性はとれなくなってしまいます。

○G委員 この右もちょっと変えないといけないね。

○E委員 では、これは特に要らないということで。

○H委員 どうなのかな。でもやったほうがいいですよ。決定したほうが。

○会 長 提供されていれば、プラスになるということだね。されてなくても、プラスにはならない。

○H委員 理由が理由ならということでしょうね。

○会 長 そうそう。必ずしもと書いてあるから。これは困ってしまうね。原則としてなんて。

○E委員 普通何かあったら、配布資料といってもらえるものですよ。というのがあって。

○会 長 ですよ。

○G委員 ワークショップを開催するときに、資料がなくてできるようなワークショップというのはあるのですか。

○会 長 ないですよ。やっぱり映像で出したり、計画だとか実施だとかしている数字だとかというのを、示されて話をするのだから。ワークショップだって。

○G委員 一般市民が来たとき、何を話しているかわからないものね。

○会 長 そうそう、わからない。このことについて言ってくれといっても、ではどうということになっていると言われるに決まっているから、前もってそういう資料が出さ

れているはずですよ。

○E委員 例えば、案なのですけれども、資料の提供で、議論に必要な資料を提供するを基礎に、基盤のほうにして、右のほうに、例えば、提供されていない場合は、理由は適切かと、こちらに持ってくるか、それを。そうすると、整合性はできてくる。

○会 長 そうだね。提供されていない場合、理由は適切かとあるのだから。

○E委員 そちらは右側のその望ましい水準に移動して、そうしたら、基準は、資料があるのは当然というところになって、もしそうでない場合があれば、

○会 長 理由は何かとかね。

○H委員 積極的な。

○会 長 では、必ずは入れなくていいですね。そのかわり。

○E委員 だから、議論に必要な資料が提供されているというふうにして、「か」ではなくて、提供されているにして、残りの下の提供されていない。

○会 長 「か」を取るのですね。

○E委員 はい。提供されていない場合は、理由は適切かというのと、その下の文書、提供されない場合であっても、閲覧できるようになっているかと、この二つを右に持ってくるというのはいかがですか。

○会 長 なるほど。はい。

○E委員 そこのページは終わりました。

次が6ページ目で、先ほどの開催場所について、さっき結論が出たので、あとは、下から2番目の結果公表の取り扱いもやったのですが、右側の満たしている水準、望ましい水準のところ、市民参加が行われた場所で公開しているかというのを入れたのですけれども、ほかに何か。

○会 長 場所って。

○H委員 だから、これも具体的な例だと、一番上の行に入れてしまったらいいのではないですか。

○E委員 左記に加え、より多くの手段で、

○H委員 という趣旨ですよ。多くの中の一つで、特に、やった場所でやったらどうですかというような。

○E委員 そうです。三つへの場所は基本だとすれば、それ以外にもし公表するとしたら、そのやった会場によく足を運ぶ方というのは多いと思うので、そこに何かしらの手段で、わかるようになっているかとかいうのを、望ましい、上のほうのランクとして設けるかどうかということです。

○H委員 これは、E先生の言う対象者の方が集まりそうな場所と同じ趣旨なのでしょう。

○E委員 そうです。具体的なことで申しわけないのですが。

○会 長 では入れましょう。

○H委員 そういう場所などで多くやったらどうですかという。

○会 長 わかりましたか、事務局。わからなければ、もう1回、録音テープを巻き戻して。

○事務局（B） 先ほどご指摘いただいた部分というものを、基準、水準を改正の意見というものを、こういうような形で委員の意見として、総意としていただいたというような内容になりますかね。

○会 長 では、これでE委員、いいですか。

○E委員 はい。どうもありがとうございました。お時間頂戴いたしました。

○会 長 事務局、よろしいでしょうか。この資料4については、言ってみれば、答申そのものの中身ではなくて、次回の委員会で採点する際の基準についてのご入れであるがために、次期の、次の委員会の必要なように供するための議論をしたわけで、私たちは。それをまとめていただいて、私たちが6年間やってきた成果をきちんと採点の部分に反映されるような設問及び基準を改定して示したと、そういうふうにしたいと思うのですが、皆さん、それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会 長 先生のほうは何かありますか。

○D委員 いえ、それでよろしいかと思えます。

○会 長 そうですか。何か矛盾したり、口が足りないことはないですか。

○D委員 いや、大丈夫です。

○会 長 大丈夫ですか。言っているときに、半分ぐらいちょっとわからないところがあつて。

では、E委員、それで。

○E委員 済みません、ありがとうございました。

○会 長 では、ちょっと休憩を入れましょうか。このまま行ってしまいますか。4時になってからにしましょうか。では、4時になって、休憩を入れますので。次の部分に進んでいきたいと思えます。

この資料3の、2、4をやりますか。

○事務局（B） 今、資料4について審議いただいたと思うのですがけれども、この資料2です、委員さんの中から抽出した意見というものは、個別的な意見の部分ではあるのですがけれども、これを答申の中に反映させる中で、取り出すものがあるのかどうかというものを審議をまだいただけていない状態です。

○会 長 しかし、これは出してきたお二人がいらっしやらないというのが。

○事務局（B） 今回、いただいた意見なのですがけれども、これを答申の3の中に入れ込まなかったという理由の部分の中では、前回の会議の中で、資料3をつくるときに、

いろいろな意見がありました。その中で、なぜそういった意見を集約した理由というのが、皆さんからいただいた意見の中で、まず意見の件数が多かったもの、そして、その中で、過去にこれまで議論してきたものというのが、前回の会議で出された六つの意見でしたというようなことがあったと思います。そういったものの中では、今回新たに意見として出すというものの部分の中で審議していただく中で、過去からいただいたもの、あるいはそうではない部分があったりとか、あるいはいただいた意見の中が、既に資料3に答申として盛り込まれているという部分の中で、今回資料3の部分には、資料2から抽出した意見というのはありません。そういった中で、ただそれでも自分の中では、この意見というのは、皆さんで話し合ったよねというような意見というものがある場合には、また個別に資料2から選んでいただくというような部分があったのかなと思います。そういうような考え方です。資料2と3については。

○事務局(L) 済みません、では繰り返しになりますけれども、今回、資料3の答申、書かれているものというのは、前回の会議にお出ししたものをそのまま載せています。ここに載せているというのは、前回の会議でBからも説明しましたがけれども、条例改正の見直しについてということで、委員の皆様にご意見をもらった中で意見が多かったもの、さらに過去の会議の中で議論が出ていた、数回出ていたというものをこの6項目、抽出したものを今回そのまま載せております。前回の会議で、さらに会議の後にいただいたご意見について、一旦この2のところにと落とさせていただいておりますので、これについて、議論をいただいて、皆様の総意で吸い上げていくのか、そうではないのかというのをここでお決めいただきたいということになります。

○会 長 これ、K委員とJ委員がいれば、話は早いんだよね。

○H委員 ただ、さっきのまとめで行くと、追加の意見が出されたのが3人ですよ。J委員、E先生とK委員という。それで、E先生は先ほど水準、基準だけということは、J委員とK委員のご意見で、このゴシック体のところですよ。読ませてもらいましたけれども、K委員も、逆にこの表に入れ込んだことによって、かなり整理されているのではないかなという気がしたから、それを前提に、ここでその合議すれば、それでよろしいのではないかと思いますし、彼は、もう前回、欠席しますとはっきりおっしゃったので。

○会 長 欠席でもいいということですよ。

○H委員 という前提だと、僕は理解しているのです。繰り返しですけども、かなりこの話を読んだときに、何か随分わかりやすく、いろいろなところの基本法なり、僕に言わせれば、市民参加レベルの見直しでないことまで、書かれているから、自分ではあるなと実は思っていて、これどうして取り込むかなと思っていたら。

○会 長 専門的過ぎる。

○H委員 いや、いいんです。非常に大事なことから。だけれども、我々のテーブル

のあれではないだろうと。僕は、整理してきました。彼の意見に対しては。ですから。

○会 長 なるほど。では、ちょっと口火切っていただけますか。

○H委員 はい。いいですか。では、参考までに行きましようか。

資料2です。意見追加後のペーパーですけれども、ゴシックのところは提案者のお名前と内容が入っております。それで、前文のところでは、市民と協働の基本理念を入れたらどうかというのが、具体的な提案ですよ。あと、なお書き以降は、基本条例と文書管理条例の話で、これは自分の考えだけれども、意見を述べるにとどめますと言っておられました。後段はここで検討する必要はないですよ。

○会 長 これ、だけれども、公文書管理条例の制定を入れろという提案ですかね、これ。

○H委員 いや、提案は出てきているのですけれども、ここは吐露だけにとどめると言っているのです。だから、基本法も公文書管理もあるけれども、多分これ、自分で整理されたのだと思うのです。この前文では少なくともないと。だから、後段をここで添付する必要はないでしょう。本人聞いているわけですから。ではないかなと思って読んだのです。

○会 長 なるほどね。

○H委員 だとすると、それが市民協働をこの前文にこれを入れるかどうかだけの話。

○会 長 参加と協働についての。

○H委員 この括弧の趣旨を。

○会 長 明確にすると書いていらっしゃるからね。

○H委員 ここだけをどうするかということを考えればよろしいのではないかと、ずっと見ていたのです。

○会 長 なお以下はいいと。吐露しているだけだから。

○H委員 吐露ってそういう意味ですよ。

○E委員 だって、ここで権限を超えるものなのでと、ご自分で書かれている。

○H委員 ちゃんとわかっている。それを前提にお話されているわけだから。

○G委員 いや、これをぜひという話です。どなたかが。

○会 長 参加と協働による市民自治のまちづくりを基本理念とすると、それは入れてほしい。明確にしてほしい。というのは、文章としてどういうふうに入れるのですか。

○H委員 ということを経験とすると、僕この考え方、もう前文に入っているのではないかと、思っているのです。

○会 長 僕もそう思っているのですけれどもね。

○H委員 だから、結論は、そういうことですよ。確かに大事ですよ。だけれども、前文を変えるほどの話でもないのではないですかというのが僕の意見です。

○会 長 これ5行目ぐらいから、その市民と市が連携、協働していくことは必要と考

えると、前文に入っているでしょう。

○H委員 もう中段で入っているのです。

○会 長 だから、これで行けてしまうのかなと思うのですけれども。

○H委員 何か、そういう議論をここでやればいいのかと、実は思ったのです。私は、意見はすばらしいと。ここで入れなくてもいいと。もう入っているということではいかがでしょうというのが、私の意見。

○会 長 どうでしょう、ほかの方。

異議なければ、K委員のご意見として、これはね。それで、答申には、もう前文があるから入れないということで。そういう取り扱いで。

○H委員 私の意見で、あと皆さんとか、その。

○会 長 いやいや、口火を切っていただいて、ほっとしたのです。どういうふうに扱おうかなと思って。

○F委員 でも、文面からすれば、そういうような読み取りしかできないですよ。

○会 長 そうして、では引き続きH委員、基本原則。

○H委員 では、基本原則、一番下です。これは、公文書管理規程の話が出てきます。これは、もう、考えなくていいのです。

○会 長 そうなのです。これはだから、違うんですよ。その公文書管理規程の話をしているわけではないのですよね。僕たちは。

○H委員 そうなのです。ですから、ここにあるように、K委員のお考えはわかるのですけれども、1番のところ、公文書管理、基本条例もこういうことは僕は考えていますと。だけれども、ここでいう話ではないということを行っているわけだから、これ別に、ここで議論する話じゃないかと実は思っています。それで、具体には、下から3行目、

○会 長 これ陳腐化したとか書いてありますよね。

○H委員 いや、いいんです。お考えなので。例えば、陳腐化したというところで行くと、現行の公文書管理規程というのがあるわけですね、当然、市役所に。それはそれで別のところでもやっていただきたいと。

○会 長 私もそう思ったのです。これ。

○H委員 これ、別に入れなくていいのではないかと思います。

○会 長 はい。何でこれを入れたのか、僕はよくわからない。

○H委員 聞いてもらいたいのです。だから、この内容を入れたのでは。

○D委員 もともと、K委員が公文書管理条例をつくろうということで、一番最初るときも横須賀とかそういうところみたいなことをおっしゃっていらっしやったので、その思いを書いておられるだけだと思うのですけれども。

○会 長 では、これは別に公文書管理規程でいじれる内容だと。

○H委員 別なテーブルで。

○会 長 参加条例とは直接、

○H委員 ないのではないのでしょうか。

○会 長 影響はあるかもしれないけれども、

○H委員 すごく大事なことだと思う。

○会 長 規程そのものは別ですものね、だから、これを何してくれという話だよ。

では、これ除きましょう。もし、ほかの委員の方、よろしいですか。

では、これの中で、次のページで、ちょっと私も言いたいことがあるのです。

では、H委員、その次、市民参加の対象で、審議。この審議追加とはっきり書いていますよね。

○H委員 これは多分会長がおっしゃりたいことのひとつだろうと。どうぞ。

○会 長 そんなことないですけれども。これはどうなのですか。

○H委員 これも、

○会 長 これ、具体的には、例の給食センターのことなのです。書いてあるのが。

○H委員 ですよ。それで、では、僕が意見を言いますよ。これは実は、こっちの答申の案のほうに戻って、話が進んでしまって恐縮なのですけれども、6条の話と25条の話が関連してくるのです。意見を言う話。

○会 長 資料3ですね。

○H委員 資料3の上から二つ目が今、これを今、審議しようとしているわけですね。実は、6条は、一つ置いて、4番目とこの25条にも関連するのです。意見を言いたいと。

○会 長 二つに重なってくると。市民参加の対象と思われる事業が実施機関の判断で、市民参加の対象になっていない場合、当該会議にすべき理由をつけて市長に提案できるようにしろと。だから、給食センターなんかは、何で参加条例の委員会をつくってやらないのかということが、僕たちに言える部分にしろと。

○H委員 会長さん、おっしゃっていますよね。前から。

○会 長 私、言っていた。

○H委員 ということが、一つあると思います。それで、6条に戻るのですけれども、これ具体的に入れたいのです。結局。漏れがないように。

○会 長 これ、J委員も書いていらっしゃるのです。

○H委員 それで、一つ会長さんに質問なのですけれども、給食の話は、何でこれに対象にならなかったのかという話は、市のほうからお聞きになったことございますか。

○会 長 僕は聞きました。

○H委員 それで、僕が聞いているのは、いいのですけれども、推進会議として、何であれ、給食欠けていたのですかねということが、聞いていないのではないかと。

○会 長 ここでちょっと、話はしたつもりなのですからけれども。

○H委員 ではなくて、市役所から公式見解を聞いたことはございませんよねとの念押しでした。というのは、私、市役所の方から、これは何で外れたのだという話をお伺いしたことないのです。つまり、このテーブルで、うわさ話は出ましたけれども、推進会議として、それけしからんのではないのという話になっていないのではないかと、実は思っているわけです。だから、まず、

○会 長 残っているのは、僕とK委員だけだと。

○H委員 例えば、議会で、そういう話が出て、質問を。市がちゃんと答弁しているのかと、あり得るのだと思う。

○会 長 それはしていると思いますけれども。

○H委員 我々、それ知らないです。

○会 長 議事録を読んでいないからね。

○H委員 だから、本当に、やるべきことなのかどうかという判断は僕はできないのです。材料がないので。

○会 長 なるほど。

○H委員 というところで、ちょっととまってしまうのです。

○会 長 というのは、もう要するに、議会でもって土地を買ってしまうというふうに決めてしまっているとか、もうどうしようもないところまで行ってしまっているわけです。だから、後ろから石投げているようなものなのです、これ。

○H委員 後ろから石を投げるか、外堀固めているのかどうか、知りませんが、

○会 長 だから、要するに、改めて、この問題をここで取り上げても、もう既に議会で決まってしまったことだという返事しかない、僕らは思ってしまったのです。

○H委員 それはそれでいいのです。だから、少なくとも、私は、とりあえず議会のこともわからないので、会長が怒っているということだけはわかっているのですけれども、だから、市のほうから、推進会議として、

○会 長 そういうのは出していないです。

○H委員 どうなのでしょうかと聞かないと、僕は判断できないと思うのです。

○会 長 それはだって、この皆さんで討議をしなければ、この会としては、出せないからね。

○H委員 そうでしょう、だったら、市役所で、いや、議会でどう答えたかどうでもいいのだけれども、そういう意味では公式見解、何でこれ対象とならなかったのでしょうかという話で行かないと、これちょっと詰めようがないのではないかと。で、給食の話で行くと、

○会 長 だから、ここは給食と限っていないわけですよ。

○H委員 例えば、給食の話、僕に言わせると、

○会 長 同じようなこと言うのだったら、許さないぞというのは書いてある。

○H委員 許さなくてもいいのですけれども、5番目で僕は読めるのではないかと実は思っているわけです。大規模な、税金かけるから何とかして。だから、何で、かからなかったのかなというのが僕の疑問なのです。だから、それを知りたいというのがまず大事なのです。それは私の意見。

○会 長 これはK委員の話からしてということですか。

○H委員 いや、提案、いいのですよ、税金使うのだから、大規模なところは対象事業に入れたいというのはわかるのだけれども、給食のことだけを例えれば、何で5番で拾えなかったのかなと疑問があるのです。今の現行の条例で。

○G委員 拾えるよね。

○E委員 逆に不足があったものは、その不足の文言を入れるしかないという話ですよ。ね。

○H委員 というか、条例が悪かったのか、行政判断が上回っていたのかというのがあ

○会 長 行政判断が上回っていたということだよ。ね。

○H委員 聞いてみないことにはわからないから。何とも。というのは、法律だってそうでしょう。法律があって、ルールがあって、運用があって、最近ちょっと憲法違反やっているのではないかとか、そこまでちょっと話が広くなっちゃうのだけれども。事実関係をまず知りたいなと思う。

○D委員 この第6条の第1項5号に関しては、給食センターの話は、まさに含まれるはずなのです。それを基本的には、含んでいないということは、教育委員会にしても何にしても、行政側の恣意的な判断というふうに思われるので、そうなると、25条の参加推進会議の提言の評価というところなんです。そうなると、結局これ諮問機関とい

まして、市長に意見を求められて、それに答申を答えるという、これ市のほうなのですけれども、これの中に、実際この解釈をできるということが入っていないのです。公共の用というものが、どういうことかということが判断できるという規定はないのです。市長に、尋ねられたら、意見を述べる、そういう答申をするということ、これが諮問なのですけれども、それ以上のものは入っていないのです。難しいですね。前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項の中に、今の公共の用の判断、解釈の判断をするかしないかというところがあるのですけれども、これだと諮問されたことだけの話なので、聞かれたことだけの話なので、もし入れるならば、積極的に推進会議がこういうものに対して意見を述べるとすると、3号にありますけれども、ここの中に何か評価をすることの解釈をするしかないですね。

○会 長 G委員はそれ書いているのですよね。市長に提案できるようにしたいというふうに。

○H委員 D先生のご意見としては、立場立場があるわけですから、この会議は、ここ

にあるように、宿題をもらって、回答します。意見を言うことができるということであって、多分付属機関の何とかの条例で、そういうシステムができ上がっていますよね。だから、議会とは全く違うわけです。だから、議会でどう処理されたかということと、この会議でどうするかということは、全く別なのですね。だから、僕たちは、何か議会、だらしのないなと思うかもしれないし、それはもうそうかもしれないと思う、それはいろいろあるわけですね。だから、今、生の話お伺いして、非常に参考になりましたけれども。戻れば、やっぱりこの推進会議は、限度があると思うのです。ということになると、結論を言いますと、拡大解釈しようが何しようが、ここに宿題をもらわない限り、それに対する回答ができないわけですから、気持ちはあっても。それが一つ。それとその25条に関連しますけれども、意見を言うことができるということは、我々の立場です。提案型というのはあり得ないのです。

○会 長 意見ですよ。

○H委員 意見です。ということなのではないかと、僕は思ってきました。

以上です。

○会 長 そのとおりだと思います。とにかく、では、一旦、5分過ぎましたけれども、休憩、15分まで。そういうふうにしませう。

(休憩)

○会 長 では、時間になりましたので。それでは、続きまして、要するに、これは、どういう取り扱いで、Hさん、考えればいいですか。もうこれは考え方として、

○H委員 僕の意見を申し上げます。よろしいですか。

○会 長 どうぞ。

○H委員 これまで、さっき言ったように、ルールと行政判断というのがあって、運用の話だと思うのです。運用が問題だったら、こういう意見があるわけですね。議会でも。その運用が適正に行われるように条例改正するかどうかという話ですよ。ただ、私の意見は、一部の方で、自分の考えで公共の用、公共だと思いますので、解釈するのが自然だと思うから、わざわざこの5番は変えなくてもいいのではないかなと。気持ち大規模なこととか、税金使われているとかと書きたい気持ちはわかるのですけれども、ここでわざわざ大きなことはきちっと言っていますよね。その前に、公共の用と入れているのも、税金投入するなら、全部公共なんだと、多分、気持ちは、全て公共なんだと思っているのだと思います。だから、ここで強いて土地とか建物とか、わざわざ言わなくても僕はいいと思うな。気はしますけれども。運用の問題、解釈の問題はあると思います。しかし、条例上の話は出てこないのではないかなというのが、私の意見、以上です。

○会 長 これは、K委員の2、3と入れていますけれども、逐条解説ではなく、きちんと条例改正を行うというこの意見だけはとっていけば、ほかの人が言っていますよね。

○H委員 もう一つの案は、逐条解説に入れるという意見は考えてもいいかなとは思

ます。

○会 長 そうなのですか。

○H委員 条例改正はしなくてもいいのではないかと。ということが一つ、それで、今度運用の話にかかわるときに、逐条解説というのが大事になってくるのです。だから、どういう書き方というのは、ちょっと案はないですけれども、その（５）のところの説明を、どうしてもしたいというのなら、逐条解説に入れ込むという手はあるかという気はします。ただ、具体的な案ではない。

○会 長 H委員は、これ、違いますね、これ、市民の責務のところ、そういうふうには言っていないのですね。

○H委員 僕はここでは意見は出していません。会長のお怒りの雰囲気はわかっていたけれども、何でかというのがちょっとわからなかったですから。

○会 長 しかし、意見は意見で行くということでしょうから、K委員の意思をコメントとしてくっつけて出しますか。

○H委員 というか、K委員のこの意見に対しては、だったら、逐条解説でどうですかというのが。

○会 長 あ、逐条解説でね。はい。

どうぞ。

○E委員 資料3のところの見直しを要する事項の2番に、市民参加の対象とする事業を明確にする、6条と書いてある、これが該当するところじゃないですか。

○会 長 あ、これね。2のところね。

○E委員 なので、今、見直しを要する事項に一応入ってはいる。

○F委員 2のところに入れたほうがいいのではないですか。

○E委員 その明確にするというのは、どういうのかというのが、例えば、さっきおっしゃったH委員がおっしゃったように、逐条解説にするのかどうなのかとかいうことになってくるのではないかと思われるのですが。

○H委員 それで、僕確認したかったのは、ここにずっと出ているのですけれども、これ条例改正だけではなくて、E先生がおっしゃったように、逐条解説もあるし、基準、水準もあるはずですよ。それがこの答申の本文に出てくるわけです。だから、ここは、必ずしも条例改正ではない、関連する事項が入っているというふうに理解すれば、これは否定しません。だから、タイトルをちゃんとはっきりしないと、これだと何か条例改正するのではないかと思ってしまいますから。後で意見を言いますけれども。そういう解釈なら、私、別に、これに載せるのはやぶさかではありませんし、繰り返しですけれども、逐条解説に入れるという手はあるかなという気はします。

○会 長 では、そういう取り扱いでいいですね。

○事務局（B） はい。

○会 長 特にペケにしないで。

○事務局 (B) そうですね。委員の皆さんの中で、例えば、もう既に先ほどおっしゃられたように、資料3の2に含まれているという部分があるというような認識でよかったでしょうか。

○会 長 それと、その下、今度は、

○H委員 税金の話ですね。

○会 長 これは、やっぱり続きのような感じがしますよね。前回の。

○F委員 これは難しいわ。

○会 長 K委員は、市民参加自身がどうだということまで立ち入って言っているのですよね。税金は、では、誰のものだという、彼は怒って書いてあるのだけれども。H委員は、これどういうふうに。

○H委員 僕、税金のことはよくわからないのですけれども、現行の条例では、2項で参加を行わないことができると書いてあるのです。この具体的なお金の徴収の話は、実は逐条解説で言っているのです。逐条解説で排除しているのです。排除しているというか、金銭徴収に関する条例のところ、市税とか使用料とか、介護保険料とか。ここで対象としないこととしたと書いてあるのです。だから、条例は、行わないことができる、やわらかく言っていますので、これも僕は逐条解説に載せたらいいのではないかと、実は思っているのです。逐条解説の6ページ目に、第2項の説明があるわけですけれども、ここで対象としないこととした条例、金銭徴収に関する条例の取り扱いと書いてあるのです。これをどうするかという議論をすればよろしいのではないかと感じてきました。

○会 長 2項については、議論のあるところですよ、これ。要するに、市民参加をしなくていい条例ですよ。

○H委員 消極的なのですよね、行わないことができるというだけです。

○会 長 そうですね、だから行わないということでしょう。

○H委員 いや、行わないのではなくて、行わないこともあり得ますよという解釈だと思うのです。

○会 長 何か問題があったら、行わないというふうにしてしまうわけでしょう。

○H委員 それで、こっちでとじたわけでしょう。だから、これを僕は検討しないといけない。今言っているのは、6ページです。逐条解説。

あとは、ちょっと仕掛け、私わからない。

○D委員 多分、条例的には、本文的には、これネガティブリストというやり方で、だめなものを列挙しているという方式なのです。だから、逆に言うと、それ以外のものはオーケーだという話なので、別に問題はないと思うのですけれども。

○会 長 K委員は、税金のことで文句を言っているわけですよ。

○H委員 そうです。

○会 長 これは議会で決めることでしょう。

○H委員 最終的にはそうです。

○会 長 ですよ。僕たちがとやかく言ったって、議会がオーケー言ってしまったら。だから、討議しているのです、これ。では、これ、別にいいですか。取り上げなくて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会 長 わかりました。そうすると、あと、ここで討議しなければならないのは、4ページ、新規追加と彼は書いてきているけれども、期間延長は条例改正でもよいが、逐条でも可能と思う。では、逐条で行ったほうがいいですね。

○H委員 まあ、簡単ですね。

○会 長 これは入れておいていいのではないですか。このとおりに。ここ、何か、事務局でこれ何かどこか入っているとか言っていないでしたか。

○事務局（B） こちらなんですけれども、今やっただいている作業というのは、資料2の中の意見から、資料3の答申の事項に上げていただく内容が丸かどうかというのを今選定していただいていると思うのです。そういった部分の中で、例えば、資料3の中で、パブリックコメントの意見を集めるための工夫みたいな部分のニュアンスがあるという部分があるのですけれども、それについて、ちょっと皆さんの中で、どういようなことが考えられるかというものを例えば取り上げるのか、それとももう既に盛り込んであるからいいのか、あるいはよりという部分の中というのを今は審議していただくような形になっています。

○会 長 では、含まれているからよろしいという形の中でまとめたほうがいいのではないかな。はい。異議なければそれで行きます。

そうすると、今、4ページだから、今度は5ページ。新規追加と彼は書いている。

○H委員 これ質問なのですからけれども、住民投票条例というのは、あるわけですね。白井市にも当然。

○会 長 そうですね。これが、僕、余りわからないのです。常設型とか書いてあっても。法律に全く僕はもう。

○D委員 この意味は、住民投票というのは、個別型というのが基本的に多くて、個別型というのは、何か事件があったときに、個別に制定しましょうということを、そういうふうにするのですけれども、常設型というのは、常に住民投票というのはできるスタイルをとっているのです。だから、この近辺でいうと我孫子市みたいに。有名ですけれども、すぐ住民投票にかけられるような、そういうシステムがあるという、そういう話ですね。

○会 長 どうですか。これは、この委員会で問題になる話ですか。

○H委員 僕が気になったのは、別な条例で定めるになっていて、条例関連するとすれば、ここで勝手に決めておいて、そっちの条例はどのようになってというバランス、配

慮できないのではないかという心配をしたのです。仮にここで常設型にしたとして、ほかの条例で、常設型にならなければ、多分、2項のことのやり方とかいろいろ方法論を別に定めることになっているでしょう。それに影響を多分与えると思うのです。

○会 長 与えますよね、当然。今、個別型になっているのですか、これ。

○D委員 多分個別だと思います。

○会 長 今H委員が言ったような形で、どこかでぶつかってしまう部分が出るのではないかと。

○D委員 出ますよね、出ると思います。

○会 長 だから、ここで常設型だと、僕らがわめいても。全く専門的な部分で討議しない限りは。

○D委員 これ、常設型の場合は議会で決めていただかないと常設型の条例ってできないので、住民投票条例という常設型の条例をつくらなければいけないので。なかなか通らないというのが現状です。

○会 長 それはそうだろうね。やられたら、お金がかかるし、面倒くさいものね。

○G委員 我々の会議でこれを決めるということ自体がちょっと、越権じゃないの。

○会 長 ただ、ここに出ているからね。この条例があるわけですよ。住民投票の実施というのが。この23条で。それで、K委員は、常設型をとったらどうかと。そういう提案なのです。

○G委員 提案だから。

○会 長 ただ、僕たちが、では常設型で行きましょうと決めることかどうかという問題ですよ。これは、議論の要るところなので、ちょっと、これだけでももう1回の会議で終わってしまいますよね。しかも、これ議会で決めるということなので、議会で決めることを僕たちがああだのこうだの言っても。

○D委員 わかりませんが、この条例が市民参加推進条例ができたころには、この住民投票というのをやるということが多分ここに書いたことだけでも意義があったのではないかと思うのです。ちょっと今時代が違ってきているので、それで今こういう議論があるだけで、ちょっとだから時代背景というものが変わっていますね。

○会 長 なるほどね。入っているだけでもすごいと。では、このとおりだよ。ではこの23条、やっぱりこれ重要だよ、そういう意味では。

○D委員 そのときは、こちらの常設型ではなくて、個別要綱の法律に基づくような形で住民投票をやって、それを超えれば合併、任意合併協議会というのを立ち上げてという、その前提の話が。

○会 長 では、どうしますか、これは、D先生、載っているだけでも大したものだというから、下手にいじって、23条を削ってしまえなんていうことを市長が考えないように、これは放っておきましょう。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 では、最後、25条、いろいろね。
- H委員 24条、公聴会。
- 会 長 公聴会ね。
- H委員 D先生、公聴会ってどういう定義なのですか。
- D委員 公聴会というのは、基本的に今あるのが、設けることが議会ができるということなのです。
- H委員 議会が公聴会を設けることができる。参考人とか聞きますよね。
- D委員 それが公聴会。
- H委員 そうすると、ここでK委員のいう公聴会というのは、この会議に公聴会を設けるというのですか。
- D委員 誰か呼んで、誰かを喚問するような形をとりたいのではないですか。
- F委員 いや、必要ないですね。
- H委員 もしも、公聴会を開きたいから、これその他で読むことはできないのですか。
- D委員 できると思うのですけれども、恐らく明確にしたいのだと思います。
- H委員 わかります、趣旨は。
- D委員 だから、ないほうがむしろ、何でもできることはできます。法律家というのはそういうふうに考えますから、書いてあるときはもうそれに縛られて制御されるのですけれども、なければ何でもできるという。
- H委員 その他でね。
- 会 長 その他の市民参加の方法のあれでしょう、設定で、その公聴会を新設すると入れたいわけですよ。
- H委員 わからないのは二つあって、公聴会の位置づけというのはどういうことなのですかと。つまり、議会の公聴会はわかりますけれども、国会だって、公聴会、賛成、反対とか、自分の意見と同じ人を呼んできて。だけれども、ここで公聴会を開いて、
- D委員 あともう一つは、K委員が考えているとしたら、担当課が公聴会と、要するに市民参加の手法として公聴会入れたいのであればそうですね、担当課が公聴会を開くと。
- 会 長 では、市民活動支援課ですか。
- D委員 いえいえ、事業でいう。
- G委員 それはこの前やったようなことですか。
- D委員 この前やったのも公聴会みたいなものですがけれども、もう一つは、各事業課、実際に担当している人たちが、実際にそういう人を呼んで、意見を聞くという。
- G委員 担当の課がね。
- D委員 だから、いろいろな可能性を考えられるので、今、ここでH委員がおっしゃ

ったように、言葉が曖昧なので、二つの可能性があって、だから多分、K委員もどっちもありだと思ってやっているのかなという気はするのですけれども。

○H委員 どっちもありという決め方はね。

○D委員 いや、決めたほうが、本当はいいのでしょうけれども。でも、市民参加の手法としては、恐らく各担当課がやるという話ですよ。もう一つの考え方としては、K委員さんがおっしゃったように、我々が公聴会をすると。担当課を呼ぶと。

○会 長 だって、ヒアリングはやっているではないですか。

○D委員 やっていますよね、だから、

○会 長 今まではもうできているから、別に、特に要らないよね。

○G委員 ここで新設するという意味が、どこにも、

○会 長 特に要らないから。だって、これは、わからないことがあれば、呼んでヒアリングをしようというので、今後も続く予定でしょう、これ。

○事務局（B） はい。来年度もヒアリングは続ける。

○会 長 疑義がある場合、どうしてこういう部分を設定したのかとか、こういう部分はどういう部分に出てきたのかということを知りたいということで、ヒアリングがあったわけで、今後も続けるというふうに事務局から僕聞いていますので、そういう形で処理できるとすれば、特にこれは入れないでいきましょう。

では、最後になりますけれども、これは市民参加推進会議の中のこれJ委員が書いているのです。学識経験者、2期までというのを取っ払えと。

○H委員 これはわかりますね。

○会 長 これ、何か提言したいですね。学識経験者の都合でいいと。3期でも4期でもいいのではないですか。

○H委員 これ、市民参加推進会議のことだけを言っているのですよね。

○会 長 決まっています。

○H委員 だから、あれを変えればいいだけの話だから。必要なのですけれどもね。

○会 長 だから、特にあれか。

○H委員 条例改正ではなくて、

○F委員 再任は妨げないことにすればいいわけですね。

○会 長 そうですね。再任は妨げないで書いてしまえばいいですね。

○H委員 必要な人でね。例えば学識経験者。

○会 長 その2期になっているというのは、書いてあるのですよね。

○F委員 一般の人は。

○会 長 だけれども、学識経験者もそれに準ずるみたいになっているのですね。

○H委員 というのは、うちの場合は、委員はと書いてあるのですよね。

○会 長 委員、あ、委員だものね。

○H委員 だから、僕前回質問したのですけれども。D先生、もっといてもらったほうがいいのではないのですかと。

○会 長 僕もそう思うのです。D先生、いてもらったほうがわかっているし。

○H委員 だけれども、本人がその気がなくても、2年とおっしゃっていたから、これはもう脈がないのかなと思って。

○会 長 いや、そう思ってしまいますよね。

○H委員 これは今度事務局のほうにお伺いしたいのは、その学識経験者再任不可というのは、一般的に審議会とか委員会でおやりになっていることだとすれば、推進会議だけ何でしているのかという説明をしないとできないですよね。多分、自分たちがやるわけではなくて。

○会 長 バランスがあるからな。

○H委員 気持ちはわかります。

○会 長 何で推進会議だけ、太っ腹だなとなる。

○F委員 全てそのような形になっているのですか、現状は。

○会 長 期限を決めていますよね、ほかの委員会だとか審議会。

○F委員 学識経験者、ずっとやっている人もいますよね。

○H委員 だから、一般論としてどのようになっているのかというのがありますね。

○事務局（A） 学識者についてのこういう任期を限っているというのは、特にはないと思います。

○H委員 逐条解説にも書いていないでしょう。

○事務局（A） はい。市民の方は、より多くの方が参画をとということがあるのですけれども、これ市民参加条例独自のものではないかなというふうには。

○会 長 ではこれ要らないではないですか。

○H委員 要らないではないですかという意見を出せばいいので。あとは事務局のグラウンドではないですか。

○F委員 取られたほうがいいと思います。

○G委員 あと、どういうふうに文言を入れるかだけでしょう。そうしたら、それはもう、事務局のほうでして。

○会 長 では、これは、取りましょう。

○G委員 学識経験者はね。

○会 長 それは事務局の問題だと。

○H委員 というか、ごめんなさい、逐条解説でいうと、再任制限を否定をしないのですね。再任制限の規定をしないのは、個々の審議会等の目的により、委員の期間が異なり、また、目的により、係る期間が異なるため、一律に定めることは難しいと書いてあるから、歯どめはないのです。

- 事務局（B） そうですね。
- 会 長 何で2期、これどこかに書いてあったっけ。あ、3年だ、6だ。6番に。
- E委員 7番です。再任は1回に限ると書いてある。
- F委員 だから都合6でいいんだ。
- H委員 きっちり書いてありますよね、これね。
- 事務局（B） はい、書いてあります。
- 会 長 これを変えればいいだけだ。
- F委員 一般の人はどうするのかね。
- H委員 一般の人って、僕ら学識経験者、何かね。
- F委員 やってもらったほうがいいよ。
- 会 長 しかも委員になっているから、別項を設けないとだめなのだね。
- E委員 ただし、学識経験者においては、この限りではない。
- 会 長 よし、それで行こう。

Bさん、いいですか。今の。

○事務局（B） 多分、今お話いただいたのは、今回このJ委員の意見を答申に盛り込むために、どういった情報が考えられるかという部分があると思うのですけれども、その部分に関しては、たしか前回の会議の部分で、これをどういう部分で立法、条例の改正技術の中でやっていけるかどうかという部分は、この審議会の中ではちょっと難しいという部分があるので、その意見を言ってという部分の中にあるという部分なので、今回はその意見を、これをその答申の意見として、抽出するというようなお話になると思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○会 長 では条文は、今、言ったように、ただし、学識経験者はこの限りでないというふうに文言を変えて加えてほしいですね。J委員の。

その下のK委員、政策提案制度を新設、これはどこかダブらないですか、これ。

○H委員 これは、全く別な話なのですけれども、審議会そもそもの立ち位置が、提案型ができるのかどうかという、その制度設計の話なのです。例えば、三、四回にするようなことであれば、提案ができるということで宿題の答え合わせや。

○会 長 まあ、三、四回ではないし。

○H委員 あと、意見を出すことができるという枠内でしかないのかなと僕は思ってきましたけれども。

○D委員 どっちも条例改正しないと。上も下も。第7項も条例改正ですし。

○G委員 この問題というのは、何度もさっきから言っているその給食センターの問題がすごく大きな話で、だからそのときに、その諮問はされないけれども、こちらから提案といったらまたちょっとあれになるかもしれないけれども、何かその意見なり、何かそういうことをどのような方法というのをやっていいのですか、今の話。全然、余計な

こと言うなという、だめなのか、それとも聞いてもらえないかもしれないけれども、この市民推進会議の中で何か言えるという、そういう諮問のときがあるのですか。

○会 長 だって、実際に、作業をやっていて、これは納得できないというものが出てくるわけだから、それは答申としては

○G委員 言われもしないことに、我々委員会のというか、この会議の中で、別項目で、これはおかしいのではないかということ、意見を述べることができるのですか。

○会 長 できませんよ、それは。違う条例のことを、

○G委員 関係ないわけですね。

○会 長 市民参加条例のことで、言うならともかく、文章の規程なんかを変えろなんて言ったってしょうがないのだから。

○H委員 この25条の3、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができると思いますね。だから、僕は意見を言うことは可能だと思うんだけど。

○G委員 できるのではないですか。意見を述べるのは。

○D委員 条文上は今、H委員がおっしゃったように、可能なのです。ところが、逐条解説の部分を見ると、これは諮問をされた内容に対しということが書いてあるのです。これは、逐条解説を変えてもらうしかないですね。変えてもらって、もう少しそれ以外のことを言えるというふうに逐条解釈を変えてもらわないと、そのまま行くと、諮問されたことだけしか言えないということになりますね。

○会 長 だから、今はそうなっているのです、実際は。例えば、その市民参加を諮るための条例なんかを制定してくれないと、市民参加がやり手がなくて困っていると、議会でも問題になったらしいけれども、そういうふうな提案は、僕たちからは出ないのです。そう思っても。

○H委員 質問なのですけれども、諮問事項に沿ってというのが、これは25条だけれども、2で諮問に応じと書いてありますよね。わざわざ3にしているわけですよね。だから、2番の範疇を超えたことが言えるのではないかという気がするのですけれども。

○D委員 前はそういう議論があったんですけれども、多分、逐条解説に絞ったのだと思います。だから、恐らくこの逐条解説が上に通してから、恐らく庁議にかけて、政策会議にかけてというのがあってというのがあったのだと思うので、それでこうやって絞られてしまったのだと思います。

○H委員 もう1回戻す手はあるね。戻して意見を出すという。本来の2と3と。

○D委員 H委員もおっしゃっているとおり、これ、第3号だけ見ると、可能なのですけれども、逐条解説はそういう判断してしまっているの、

○H委員 逐条解説が間違っていないか。

○D委員 縛ったのですよね、きっと。縛ってしまったので。

○H委員 条例の見方は別個ですよ。

○D委員 別です。おっしゃるとおりだと思います。だから、わざわざこうやって、諮問に関することに限定されているのだと思います。

○事務局（A） 会長、よろしいでしょうか。

○会 長 はい。

○事務局（A） K委員のこの政策提案制度というのは、他市の条例で行きますと、市民政策提案制度ということで、市民のある一定人数が集まって、具体的なテーマを政策提案すると、それを市に出すことができるという、そういうようなものが、ほかの他市の、市民参加条例の中には盛り込まれているのです。そういうふうな市民の一定数の方々が市に対して政策提案できるような制度を条例の中で設けてはというようなことを指摘されているのかもしれないです。

○会 長 それは、委員会がやることではないでしょう。

○事務局（A） ないです。

○会 長 一定の市民が集まって、市民条例に基づいて、こういうのをつくったから、僕たちの言うことを聞いてくれと。

○事務局（A） ということ、市に提案ができるという、

○会 長 今、私たちが属しているこの推進会議では、

○事務局（A） ではなくてですね。

○会 長 違うことだよ。

○D委員 ここに、25条のところに入っていることは違うわけですよ。

○事務局（B） そうですね。そうなるよ。

○会 長 そういうことだよ。だから、僕らが議論しているこれでは、言っていることはわかるけれどもね。でも、

○H委員 この新しい方法だとすれば、さっきの公聴会と同じレベルでしょう。

○会 長 そうですね。

○H委員 だから、さっきの公聴会をとりあえずペンディングしようということなら。

○会 長 では、これもペンディングで行くしかないですね。

○H委員 ではないですか、大事な話だとは思っています。

○会 長 これはだから、もうちょっと時間をかけないと出てこないですよ。これは本人がいる部分の中でやりたいね。何かみんな推測でやっているではないですか。

○D委員 多分、政策提案制度というのは、今Aさんからお話があったように、アメリカ型のシステムだということで、日本でも今まで取り上げられたことがありまして、それを認めるか認めないかと、やっぱり市の政策的な判断かなりありまして、一番問題になったのは、カリフォルニアの例が結構有名でございまして、カリフォルニアは直接選挙で法律とかそういうのができるのです。その一定人数で市民が提案したら実現するというので、一番有名になったのは、税金の話なのです。なので、税金はだめという議論が

ここに出てくるわけです。

○G委員 それはマイノリティーの問題だとか、そういう部分もやるでしょうね。そういうことで。

○D委員 多分、これは有名になったのは、カリフォルニアの税金に関して、市民の反乱、納税者の反乱と言われたことがあります、その話だと思うのです。

○会 長 では、これはペンディングということで。

あとなければ。

○事務局（B） そうですね。意見は以上にはなりません。

○会 長 時間も何ですから、この一番重要な資料3、これに入ります。いいですか。資料3。

では、事務局、お願いします。

○事務局（B） こちら、資料3なのですけれども、今回この資料3を答申案として作成のほうをいたしました。その中で、左手側というのは、市民参加条例の見直しに当たってということで、こちら答申書の前文、この答申書をつくりに至った経緯というものを市民参加条例の見直しというのに当たりまして、文章のほうを事務局のほうで文書案を作成した次第です。また、右の白井市市民参加条例の見直しを要する事項につきましては、先ほど審議していただきました資料、前回の資料3から抽出した意見、つまり皆さんの中で、これを市全体の市民参加推進会議全体の意見として、これを答申と提言事項として出しますというようなものをまとめたものが、この要する事項というような形になります。

そのため、内容の中では、この市民参加条例の見直しを要する事項の提言部分について、今回このような形で提言を行う事項は、この六つプラスその一つ、自治基本理念の条例の制定という部分を制定としてよろしいかというような議論というのをさせていただくようなものにはなりません。

○会 長 このアンダーラインを文章に引いたというのは、何か意味があるのですか。

○事務局（B） これは、前回の資料3では、幾つかの意見があったと思うのですけれども、それを個別の意見ではなく、いわゆるその委員から市民参加条例の課題として、文章にし直したので、アンダーラインで改めて直したというような形になります。

○会 長 まとめたということですね。

○事務局（B） はい、まとめました。

○会 長 これは、一つずつやりますか。これでいいかどうかという。

○事務局（B） そうですね、まずは全体の意見からこの1から6番、そして、もう一つの部分について、これをその市民参加推進会議の全体の答申の流れとして、提出してよろしいかというような話というのがまず必要だと思います。

○会 長 では、ご意見のある方から行こうか。全体を通して。

H委員。

○H委員 時間もあれなので、

○会 長 大体30分ぐらいで終わりたいと。

○H委員 この事項だけです。ほかのページもあるのですけれども、ここだけに限りますと、これ条例の見直しと逐条解説の見直しと基準・水準の三つがありますので、タイトルは参加条例の見直しに限定してしまうと誤解を招くおそれがあるから、一番いいのは、参加条例、逐条解釈、基準・水準と入れたいのですが、これはちょっとしつこいから、条例などの見直しとかというように表記したらどうかというのの一つ。

○会 長 条例などの。

○H委員 ちょっと役人的で恐縮なのですけれども。

○会 長 見直し。

○H委員 条例などの見直し。実はその三つのカテゴリーの話は前文でちょっといえば、意味がわかるかなと思っています。

○会 長 こちらの左のね。はい。

○H委員 ここが条例などを入れたらどうかということです。

○会 長 それで、こっちから引っ張ってきたわけですね。

○H委員 はい。二つ目。実は五つありますけれども。一つ目はそれで、二つ目は、同じように、今度枠の中で委員から提出された課題、見直しに関する提言とありますけれども、ここも同じ趣旨なのですが、ここは委員から提出された課題だけにしてしまっ、市民参加条例のというのを削除したらいかがでしょう。

○会 長 委員から提出された課題。市民参加条例は取る。

○H委員 削除。

○会 長 それで、右が見直し等と入れるわけですね。

○H委員 見直し等に関する提言。市民参加条例も、削除。余り条例、条例と言わないほうがいいのではないかという趣旨です。それが二つ目。三つ目は、一番大きなことからいうと、一番下の自治基本法、これは当然ありませんよね。さっきの資料2の整理の中で、出てきたと思いますけれども、ご本人も、ちょっと意見だけ言いますからという話ですので、これ一番下の自治の基本理念と何たらかんたらというのは、もう削除するというのでどうかと思います。

あと中身に入りますが、1番に戻って、実施機関を拡大したらいいのではないかということで、私の意見は、このほかの市では、選挙管理委員会とか監査委員会とか拡大して運用しているという言い方をしているのですけれども、ほかの市のことという説明はしなくても、現在の市、教育委員会、水道事業の三つのほかに、選挙管理委員会と監査委員会とか、農業委員会などの拡大が必要だというだけでいいのではないかという気がします。

○会 長 拡大するで、運用して云々は要らないと。

○H委員 他市において云々ということではなくて、そうですね、運用しているというのは、他市の例はいいのだと、それはわかるのですけれども。

○会 長 他市においてもは要らない。

○H委員 要らないで、市長、教育委員会、水道の三つのほかに、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会などの実施機関の拡大が必要だということでは十分なのではないかと思えます。

○会 長 それを拡大すると。

○H委員 はい。そのほうがすっきりするのではないかと。

この次今度2番、これは逐条解説のことになるかと思いますが、

○会 長 これが例のものですよね。

○H委員 いいですよ、条例改正ではなくて、逐条解説ですね、大規模な施設のとありますが、施設のは削除してもいいのではないかと思うのです。

○会 長 大規模な土地、

○H委員 いや、大規模な土地の購入や建築物の新築と、ここで建物が出てきますので、施設のは削除。

○会 長 これ、2番はではもうそうことですね。

○H委員 あと4番、3番飛んで、4番は、さっきも出てきました、市長より委嘱された事項ではなくて、諮問された事項だと思います。仕事を任されたわけではないのです。宿題が出ていて、それに回答するだけです。諮問です。

以上です。

○会 長 ほかに、意見のある方。

D委員。

○D委員 2点あるのですけれども、我々4人がずっといたので、この例えば、2条実施機関の対象範囲を拡大するというのは、何度言ってきたでもだめだったわけですから、それで条例改正という話が出て、我々したことがあって、条例改正厳しいので、多分いわゆる我々みんなでだめだったので、結局逐条解説のほうでと、そういうふうになったわけですね。ですから、これは、事務局には荷が重いので、どうしたらいいのかなというのが一つ提案なのです。一度、では文章をどうしたらいいのかということを探ねられたときに、執行機関等というふうにしたらいいのではないですかという話をしたのです。執行機関であれば、市長も、教育委員会もいわゆるそういうもの全て執行機関といわれるものですし、等といえ、もうちょっと広げられるので、こういうふうにしたらいいのではないですかと話をしても、議員さんたちの納得が得られないので、改正できませんという話がありました。それで、最終的には、逐条解説でそういうふう書いていただいたということがありましたので、これをちょっと事務局のほうにも、取り扱い困る

部分だと思うので、一応そういう議論があったということが1点と、もう1点なのですが、確かに自治基本条例であるとか、まちづくり基本条例というのは、いろいろなところで出ているので、K委員とか皆さんが方針をつくったほうがいいのではないかという話も出ました。私個人的には、H委員と全く同感で、これは無理な話なので、ないほうがいいとは思いますが、皆さんが言ってこられたので、これはそのまま残して、恐らく無理だと思いますが、残しておいて、市民としてはこういう要望があったというふうにしたほうがいいのではないかなとは思ったのです。実際にやっぱりこういう自治基本条例ないしはまちづくり基本条例というのは、私もつくるということを担当したことがございますけれども、非常に政策的な判断がありますので、市長のやっぱり判断というのが一番厳しいと思います。ただ、ここで、書くことによって、市長が、ではつくってみようかというふうになるかもしれないので、本来であれば、私はH委員と全く同感で、無理なことはここに書かないほうがいいのですかという立場なのですが、皆さんの意見が多かったので、ここでは残されてもいいのではないかというのが提案です。

以上です。

○会 長 私もこの6番の続きは、ちょっと外れているとは思ったのですが、これ入れたほうがいいと実は思っていたのです。どこかで気づいてもらったら、もうけじゃないですか。それで、何か、僕、もうひとつよくわからないのは、条例をいっぱい作りたがるではないですか。これ意味が、条例をつくれば、そのやらなければならないという責務があるのですか。

○D委員 一応あります。法律による行政というのは、一応行政がやっていますので、法律に従わなければいけませんので、ただ、また全然法律家として別な意見を言うと、法律家から見ると、もう末期に近いと。

○会 長 では、余り条例をつくと減ぶのだ。

○D委員 ただ、行政としては、こういうふうにつくってもらったほうが、推進はしやすいという。

○G委員 職員がよく動くね。条例だからやれとか。

○D委員 そうですね。例えば、自治基本条例ができたからといって、何か変わるわけではないのです。もともと白井なんか、参加条例もありますし、結構基本的には、何も変わらないのです。情報公開の条例もありますし。ところが、職員の方が、こういうのがあるのだという意識をしてくださるということで、ある程度自分たちがやらなければいけないという意識の問題と、あと市民が自治体の憲法と言われているのですけれども、何かありそうだなという意識の改革が大きいという。また、Aさんがいろいろ言われるかもしれませんが、そういうことが、実際には変化があったかなというふうに私もかかわっている感じでは思います。

○会 長 わかりました。では、この左のこの答申の部分の文章はどうですか。これな

かなか考えてつくっていると思っっているのですが。

H委員。

○H委員 またちょっと戻って、一番下のことですがけれども、僕は基本的に要らないと思いますけれども、会議で必要だとしても、この一覧表に入れるのは僕はいかがかなと思っっているのです。

○会 長 入れない。

○H委員 1番から6番、このページに入れるのはいかがかなと。つまり、これは、参加条例の範囲のテーブルの中でのお話ですから、またこれ別物ですので、このページに載せるのは僕は反対します。もしも入れたければ、僕はもう削除が意見ですがけれども、合意として入れたいのなら、僕は前文あたりの最後に、こんな意見もありましたと。なぜかという、基本理念というのが、基本的に何なのかわからないのです、自分で。日本国で行けば、憲法のことなのか、何とかの法律のことなのか、わからないので、ちょっとこの基本法は、

○会 長 名称はどうでもいいと書いてありますよね。

○H委員 名称はどうでもいいのだけれども、中身が理解できないのです。だから、市民参加条例の話ではないので、中身はわかりませんというと、お前不勉強だと言われるから、はいそうですと言うしかないのですけれども、少なくとも、この3ページですか、この中に入れるのはどうかかなと。別物なら別にしておいたほうが良いと思っます。ただ、意見がありましたとお伝えしたいなら、この場所というところは、この前のしかないかなと。

○会 長 右側に、自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める条例の新たな制定というふうにしてありますよね、項目としては。

○H委員 だから、新たな条例の話は、K委員からいろいろ出てきているわけですよね。基本法以外に。みんな削除してきたわけですよね。

○会 長 そうです。

○H委員 だから、これも同じ扱いかかなと。いや、非常に大事な話だと思っのです。前から言っていますけれども。だから、文書の管理規程だとか、条例の話、今、排除してきているので、何でここに入れるのかなというの理解できないし、逆に積極的にいえば、繰り返しですがけれども、参加条例の話ではないので、これは外したほうがわかりやすいと思っます。つまり、この3ページ目だけで使うということがあると思っのです。当然。そうしたときに、何だこれとなりますよね。そう思っます。

○会 長 E委員はどうですか。

○E委員 私は別のことを言おうとしていて、この件じゃなくていいですか。

○会 長 いいですよ。

○E委員 右側のことの3番目については、パブコメの件は、逐条解説に入れるという

ことにしたので、何がどれが逐条で、どれが条例改正、どれが基準・水準を変えたのかわからなかったので、3番目は、逐条も書いたし、基本、変えますということで、基準のところも変えたし、2番目のところは、逐条を変えるというような形でいいのですよね。

○事務局（B） では、済みません、その考え方について、ちょっと事務局から補足します。

これ、先ほど言った右側のこの資料、1番から6番の部分の意見というのを、第7回会議でお配りした資料をもとにつくったというようなお話のほうをさせていただいたのですけれども、それからどういう部分でこれを解決するかという部分というのが、今回E委員のほうから抜けているというようなお話だったと思うのですけれども、これについては、前回の会議で、どういった手法を用いれば、この問題が解決するかという部分というのは、この委員会内で判断するというのではなく、いわゆるその皆さんがこの総合的評価を行っていく中で、疑問点に感じている部分、こういった部分を提言として上げるような形で答申をまとめればよいのではないかというようなご意見がありましたので、今回は、この皆さんから委員の方から意見をいただいたものを集約して、それに対して、ではそれを見直すためには、こういうような提言のほうを行いますというような形で記載のほうをさせていただきました。

○E委員 それで、今、でも、今議論をしてきて、資料2と資料4で、ここをいじろう、あそこをいじろうと意見が出たから、というので、今ここに何がある程度変わるだろうということは予測できますよね。ですよ、話し合いましたよね。例えば、資料2だったら、これが別に変えなくてもいいよねとか、これは逐条でいいじゃないかというような話もしてきたので、それをここに反映すればいいと思うのですが。

○会 長 これ、入れてきたものですよね。要するに、K委員とJ委員以外は、この資料3にこういう形でまとめたということで、こっちの資料2でやったのは、新たな追加の提案に対して、みんなで議論してどうか、こっちのほうに入れるかどうかということをやってきたわけですよ。

○事務局（B） はい。

○E委員 それをここに書く、

○会 長 だから、これもしこっちでもって入れなければならないといたら、この資料3にも入ってくる。

○E委員 ということですよ。

○会 長 加えたものがまた新たに、事務局のほうからメールで我々に示していただいて、それでよければ、答申としてこれ文章だけで出すか、あるいは僕が直接また答申書を手渡してくるかは、これからの話になるのですけれども、一応答申だから、直接渡したいなどは思っているのですけれどもね。一応市の広報には、やっぱり条例案について

の検討をこの委員会がやったということを記事にしてほしいので、答申のことを記事にしてもらうように、事務局にお願いはしてあります。せっかくだつてこれ、3回にわたつて条例のことやっていますから。それでいいかな、話は。

あと、F委員のほうからありますか。

○F委員 最終的に、これはどうするかということ。

○会 長 入れるかどうかね。7番目。

ほかの方どうですか。

○F委員 この文言はまた変わるわけだものね。この答申の文言は変わるでしょう。

○事務局 (B) そうですね。

○F委員 それはメールで来て、それに対して我々のフィードバックがなくていいわけですか。

○会 長 意見があれば出すか。僕はもうそのままでもいいかなと思っているんだけど。

○F委員 事務局にお任せするかですね。

○会 長 そういじっても大して変わらないのではないかな。

○事務局 (B) 先ほどちょっと議論の中の部分で出たのは、今回こういうふうな審議をしていた中で、そのJ委員、K委員等の意見を踏まえた中で考え方が変わったというか、意見の取り扱いをどうしたかというような話があったことを踏まえて、この答申の書きっぷりもちょっと変わってくるのではないかというようなお話というようなニュアンスでしたかね。先ほどE先生のおっしゃった部分というのは。

○会 長 なかなかの名文だと思っているよ、これ。

○E委員 直せというわけではなくて、ちょうど話し合ってきたことが、この資料3の特に右側の部分に生かされるのですよねという確認をしたかったのです。

○会 長 そうです。具体化されたものですからね、右側は。大体、大筋はこの左側の読みやすい大きな字で打ったこの文章がね。何が気になるかと言いたかったかということ、一番最後の後段でもって、本答申は限られた時間と、専門性もない中で取りまとめたものであり、これが大好きなのです。専門的な先生方はお2人いらっしゃるのですが、取りまとめたのは、委員は、そんな専門に勉強した、法律を勉強した人間ではないのだけれども、この諮問された委員会の中で、気がついた部分、それから矛盾した部分がどうか。これは条例にひっかかるのではないかなと、そういうことで、意見を申し述べただけで、それ以上でもそれ以下でもないという文章が、とても僕はよくできているなと思っています。

○事務局 (B) その部分に関しまして、事務局のほうで、その限られた時間と専門性もない中でという部分があると思うのですけれども、今回の学識経験者、D先生とE先生でご審議いただいている部分の中で、ないという部分の中よりかは、少ないというよ

うな感じで、済みません、表記させていただければ、大変失礼かと。

○H委員 専門性のない多い委員が多い中でぐらいかな。

○会 長 だって、H委員だって、K委員だって、専門性高いものね。

○F委員 大分深くなってきましたよね。

○G委員 勉強させていただいた。

○H委員 3ページ、ちょっとE先生のご意見ちょっとペンディングになっていますけれども、では、1ページ、2ページ、意見ありますけれども、申し上げてよろしいですか。

○会 長 はい。

○H委員 1ページ目、市民参加条例の見直しに関する事項となっているのですけれども、諮問は、検証というのが入っているのです。参加条例の検証・見直しにと入っているのです。これは文章に入っていないのです。検証、中ポチを追加したらどうでしょう。意見です。1ページ目です。表紙です。我々がいただいている諮問そのものには、検証という言葉が入っているのです。これには入っていないのですけれども。

○E委員 市民参加条例等ではないのですか。

○H委員 いや、そうではなくて、私の意見は、宿題をいただいたものを、非常に形式的な話ですよ、宿題は市民参加条例の検証・見直しと書いてあると思うので、そういうふうに返したほうがよろしいのではないかという意見です。それがタイトル。

本文も、市民参加条例の検証・見直しと入れたほうがいいのではないかと思います。

1ページ目。

○会 長 見直しの前に、検証を入れろと。

○H委員 はい。そういう諮問を受けているのです。だと思えるのですけれども。

○事務局（B） 済みません、その部分、今諮問書があると思うのですけれども、ちょっとその部分をどういうふうに、

○H委員 ちょっと確認して。

○事務局（B） 確認して、それは、そのような形で修正します。

○H委員 前回の答申も、そういう形で。

それから、2ページ目、これも、ゴシックのところ、市民参加条例の検証・見直しに当たってというふうに入れたらどうですか。それは形式的な話です。

○会 長 これやっぱり等も入れるよね。見直し等も。

○H委員 そこなんですけれども。

○会 長 このタイトルも。

○H委員 入れたほうがいいのか、意見はあると思います。

○会 長 などね。

○H委員 あと、本文、進んでよろしいですか。下のほうなのですからけれども、審議にお

いては、任期中の3年間に行った総合的評価の中で、まではいいのですけれども、ちょっとこの書いた人の趣旨がわからないので、済みません、質問します。市民参加の推進を阻んでいる事項についてと書いてあるのですけれども、これ削除したほうがいいのではないかと思うのだけれども。

○会 長 阻んでいないと。

○H委員 というか、趣旨がちょっといまいち理解できなかったものですから。ですから、文章で行くと、3年間に行った総合的評価の中で、各委員が感じてきたことを中心にのほうが、さらっと行ったほうがいいのではないかと思う。何かその、

○会 長 そうだね。阻んでいないよね。

○H委員 いや、阻んでいるかもしれないですよ、何か。書いた人の意味がちょっとわからなかった。そこをお伺いしたかった。

○会 長 では、そうしましょう、これ。もっと穏やかに行きましょう。各委員がにもうつなげてしまうと。阻んでいることについては。

○E委員 阻んでたというのは、多分給食センターのことが入っているのではないですか。

○D委員 給食センターかなと思いました。最初聞いたとき。あえて入れたいのかなと。

○H委員 だから、入れて、趣旨が、ちょっとここわからなかったものだから、質問しようと思っていた。

○事務局(B) この阻んでいるという部分は、皆さんからその意見をいただいた中で、こういった部分、総合的評価をしている中で、こういった部分というのが課題だよねというような課題を抽出していただいたものを、課題というのを言いかえたのです。

○E委員 そうしたら、課題として感じたこと、課題と思ったこととかそういうほうがいいかもしれない。

○事務局(B) それは、その市民参加の推進とつなげるとという部分の中で。

○会 長 やっぱり、H委員の総合評価の中で各委員が感じてきたことというふうに、さらっと行ってしまったほうがいいね。阻むだの、陳腐だのなんて入れると、大変なことになってしまうから。

○H委員 趣旨を確認したかっただけです、ここは。

○会 長 そうです。そういうことなのです。感じたことなのです。

○H委員 それからあと二つありまして、最後のその結語、専門性もない中でではなくて、専門性の委員も少ない中で、何かあれですか、次の行の市民参加の根幹にかかわる重要な事項や条例の見直しに当たってはと並列にしているのです。重要な事項と条例。これ僕は逆なのではないかと思うのです。条例の見直しが宿題なのだから、市民参加の条例や根幹にかかわる重要な事項の見直しに当たってはと、これ逆にしたほうがいいのではないかと。ここでまた質問なのですけれども、根幹にかかわる重要な事項というの

はどういう意味で書いたのかなというのが疑問なのです。

○会 長 根幹にかかわる。

○H委員 はい、例えばどういうことなのですか。

○会 長 税金を勝手に使うとか。根幹。

○H委員 わかります。だとしても、それは、条例改正のことではなかったですよ。

○会 長 そうですよ、条例じゃないということになっていますよね。

○H委員 なくてもいいのですけれども、まず条例があって、その次に重要なことが来るのかなという意味で順番は逆にしたらどうですか。

○会 長 そうですよ。条例を検討したわけですから。

○H委員 それが宿題ですから。

○会 長 検討したわけですから。根幹にかかわる重要な事項は、条例と後にくっついているということですね。

○H委員 というか、並列、

○会 長 はい、それはそれでいいのではないですか。

○H委員 それとあと最後は、これE先生の話とも関連するのですけれども、下から2行目のところ、条例改正の話と逐条解説の話と基準・水準の話が出てきますので、ここは鍵括弧をつけて強調して、「条例改正」、それから「逐条解説」、「総合的評価の基準・水準」と、三つのカテゴリーがあるのだということを強調したらいいのではないかと思います。それだけです。

○会 長 では、今のいいですね。特に。その7番目の部分を取りたいと。強行にH委員は強行なのですけれども。これどうしますか。

○H委員 別に強行じゃないです。

○D委員 ちょっと、あくまでもアドバイザー的に言わせていただきますと、この最後のところをどう考えるかなのですけれども、私もさっき言ったように、法学的に言えば、これ本来取るべきなののですけれども、ただし、二つありまして、一つは、この市民参加条例というものの根幹の条例の話なので、これどうにかかわっているという、広く解釈する考え方。もう一つは、狭く全然違う条例なのだからという考え方があります。あともう一つは、先ほどH委員がおっしゃったように、自治基本条例であるとか、まちづくり基本条例というのが、実際に何なのだという話があるのです。そうすると、先ほど広く捉えたときに、実は、自治基本条例とかには、最高法規制というのが必ずどこかに入れるのです。当たり前なのですけれども、条例というのはあくまでも議会が議決しているものですから、みんな本来は対等なのです。その中で、何で自治基本条例が先ほど言われた憲法に当たるものになるのかという、そこの部分だと思うのですけれども、必ずどこかの条文で、最高法規制というのは入れますよね。自治体の条例は。その最高法規制が何でそんなものになるのだという話になると、住民がみんな納得をした上で、みんな

なで決めた話だということ、理論武装をするというのが、一般的なのです。だから、そうすると、自治基本条例あるいはまちづくり基本条例は、参加条例の前提だから、ここに書いておくという話もちろんなるわけで、それを考えるのは、やっぱり皆さんといたら失礼なのですが、ここでは皆さんでちょっとその意味は考えていただいた上で、入れるか入れないかというのを考えてもらいたいというふうに思うのです、それは。だから、難しいところですよ。これどう考えるかは。H委員の考え方は、筋論としては正しいのですが、まちづくり基本条例、自治基本条例をどう考えるかによって、これ入れるか入れないかが決まるので、そこは。

○H委員 さっき代案出しましたが、ここに入れないで、前文あたりに触れるとかという方法はあるのではないかとはいいます。だから、このテーブルでは、まさにもっと上位の話なのです。この下ではなくて、上に持っていかなければならないのです。

○E委員 私もそう思ったのです。1番から6番と並列には置かずに、上に置いて、ただ、上に置いたことによって、こんなものを入れてと思われてきちんと読んでもらえないなら、逆効果になってしまうので、置き方がすごく難しいなど。ただ、1から6と並列には置くものではないから、こういうものを前提として私たちは考えますというような形で入って、1から6を書いて、ただ、そのときに、マイナスイメージでとられてしまうと、1から6は台なしになってしまうなどというところはあるのですけれども。私も、やるなら、前提にもうちょっとふんわり書くとか、どうなのですかね。

○G委員 住民基本条例そのものが、どういうものかと、僕らは別に言及したわけではないのです。住民参加条例、住民が主の行政なり、そういう部分にかかわってくる、そういう条例だということだけで、仕事してきましたから、この住民基本理念に、理念たる基本条例というものが、そんなに大事なものであるのかというのは、今知りました、私。

○H委員 あと前回確認しましたが、これも、根拠法令はないのです。地方自治法とか。

○D委員 ないですね。

○H委員 ないとおっしゃってましたよね。ただ地方自治法か何かに定められたほうがいいとか、定めるべきだとは書かないでしょうけれども、あったほうがいいのではないとか、できるだけやれとも書いていないという話を前回伺ったので、なおさらその思いを強くしたのですけれども。

○D委員 どう考えるかというのがやっぱり大事で、先ほどE委員がおっしゃったように、戦略的に書くというのももちろん大事なのですが、私どもは市長のことをよく知らないで、市長がもう最初からこんなものはだめだというふうに読んでくれないのであれば、ちょっと考えたほうがいいでしょうし、それは、私たちは全然、むしろ会長とか、

○会 長 いや、もう書いたほうがいいんですよ、はっきり。

○D委員 F委員が市長はこういう人だからこうだという話になってなってしまうので、そこからは、もう何とも言えないです。

○会 長 やっぱりこっそり入れたほうが。今の現状では。まともに行ったら、やっぱり多数を持っていますので、押し切られてしまいますからね。だから、私、そういうのもあるのだなと思ってもらえば、御の字かなとさっき申し上げたのはそういうことで。

○H委員 では、余りこれ目立たないように、本文の中に、3年間の、

○会 長 本当は、トップに持って、もっと大きい字でやるべきなのだろうけれども、それをやってしまうと、本文もこっちの表も読んでもらえないという、だからこの前文の中のある部分にこれを忍ばせると。

○E委員 例えの話なのですけれども、今、一番下の7番目に該当するところは二つ書いてあるではないですか。その右側だと結構簡潔なので、逆に左側を前文持ってきて、1、2、3、4、5、6としたら、ちょっとソフトになります。そんなことはないですか。新たな制定と書いてあるこの大きい太文字にあるように、この左側の文章を前文というか、この見出しに持ってきて、その後、1、2、3、4、5、6といたら、ちょっと何か、例えば。例えばですけれども。必要なだけけれども、そこだけをインパクトを持ってこないようにするには、例えばそういうやり方。

○会 長 左側の文章を、この上に持ってきて、右側の四角は、

○E委員 なし。

○会 長 なしで。なるほどね。簡潔でわかりやすのだけれどもね。

○F委員 左側の一番下に入れればいいのではないの。幅広い観点から検討していただくことを望みます。さらなる市民参加の推進には、自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める条例などの取り組みも必要でしょうぐらい、やっておけば。

○E委員 それいいですね。

○会 長 1ページのこっちに入れるということですね。

○F委員 だから、必要となるではなくて、必要でしょうぐらいで。

○H委員 もっと目立たなくするには、一番下ではなくて、真ん中あたりに入れる。

○会 長 もうそれはいいじゃない。では、そういう形でいいですか、事務局。左側へ持ってきます。

○事務局（B） 先ほどの文章を、四角というような形ではなく文章として下につけるというような形。

○F委員 だから、自治の基本理念と基本原則及び、これはなしで。単なる、

○会 長 いや、下に持ってくるのです。

○E委員 下に持ってくる。

○F委員 そのほうがやわらかいではないですか。

○E委員 やわらかくしたほうがいいかなと。

○事務局（B） やわらかくというのは、その幾つか、

○F委員 いやいや、だから文章的には、この望みますでしょう、その次の行あたりに、さらなる市民参加の推進には、自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める条例（自治基本条例、まちづくり基本条例、行政運営基本条例などの名称を問わない）の制定など新しい取り組みも必要となるのでしょう。

○H委員 が、考えられますぐらいね。

○F委員 そう。必要となりますねとかね。

○会 長 なりますねは。

○F委員 そんな感じで。

○会 長 では、時間がちょうど5時半になりまして、そのほかありますか。

○事務局（L） では、私のほうから。

○会 長 どうぞ。

○事務局（L） きょう、任期の最後の会議になりますので、皆様にお礼を申し上げさせていただきますと思います。3年間または6年間の委員さんもおられますけれども、この市民参加推進会議でいろいろ市民参加の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。きょう、Bのほうに調べてもらったのですけれども、この3年間で取り扱っていただいた終了評価、中間評価合わせて計37事業ということでありました。この3年間に、無作為抽出による公募の登録制度の試行が始まったり、あと図書館に会議公開ということで、配架することが追加になったこと、あと職員のヒアリングを導入したこと、ほかにもいろいろあるのですけれども、いろいろご提案、提言をいただきまして、少しずつではありますけれども、職員のほうも市民参加について、理解をしながら進めていかれるようになりました。また、きょうご審議いただいて、答申をまとめていただく形になりますけれども、市のほうでそれをまた踏まえて、さらなる推進のほうを頑張っていきたいと思いますので、皆さんにおかれましては、本当に長い間、どうもありがとうございました。

○会 長 次回の会議の日程を決めなくて済むのは、すんなりとあれですね、解散になりますね。何かありますか、ほかに。

では、一言ずつもらおうか。課長、今。課長からいただきましたけれども。Bさんのほうから。僕らに何かあるでしょう、言いたいことが。

○事務局（B） では簡単に。1年と3カ月という大変短い部分の中、今回市民参加推進会議というような形で携わらせていただきました。資料等がちょっと遅れてしまいご迷惑をおかけしたりですとか、あるいはいろいろ市民参加の勉強の至らない部分の中で、事務局としてやってまいりましたけれども、今回、そういった部分の中で、本当に皆様

の中でご審議を本当に白井市の市民参加を進めるという意味で、非常にご尽力をいただいたという部分は、こういう市のことを親身に考えてくださる方がいるんだなということ、まじまじと実感することができました。今回第4期委員の方は、この会議で終了なのですけれども、何らかの形でまた同じ市民としてというような形で、今後も推進していきたいと思っておりますので、皆様、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。本日はありがとうございました。

○会 長 では、Aさん、随分長くやっていただいて。

○事務局（A） 皆様とは、2年間この委員会を通じて、市民参加の推進に心を一つにして、スクラムを組ませていただくことができました。この2年間、私が担当させていただいた中でも、本当に、1歩、2歩、前進できたと思います。この前進する力を緩めることなく、さらに加速させていきたいと思っておりますので、今期で委員を退かれる皆様も市民参加あるいは協働、まちづくりに、どうぞご協力をいただきたいと思いますし、力を貸していただきたいと思います。また、私たちも、事務局も、このいただいた答申を精いっぱい実りあるものにできるように頑張りますので、今後とも皆さんにはどうぞよろしく願いいたします。本当に、皆さん、ありがとうございました。

○会 長 ありがとうございました。それでは、これをもって最後の会議を終了することとなります。どうも皆さん、お疲れさまでございました。